
令和3年度 大村市環境の概況

大 村 市 市 民 環 境 部

令和3年度 大村市環境の概況

目 次

1	公共用水域及び地下水の水質測定結果		P 1
2	騒音の測定結果		P14
3	振動の測定結果		P27
4	大気汚染物質の測定結果		P30
5	公害苦情等の受理状況		P36
6	畜犬登録等の状況		P39
7	ごみの処理状況		P41
8	建築協議及び土地開発協議の受理状況		P44
9	環境教育への取組み		P46
10	地球温暖化対策の取組み		P48
・	参考資料1 航空機騒音について		P52
・	参考資料2 大気汚染の状況について		P58
・	環境用語解説		P66

1 公共用水域及び地下水の水質測定結果

(1) 大村湾の水質の現状

① 調査実施機関 長崎県

② 令和3年度の の測定結果

大村湾の環境基準地点(17地点)の化学的酸素要求量(COD)年間測定値の75%値については、前年(16地点)より減少し、15地点において環境基準を超過していた。
全窒素及び全燐については、全窒素は全体的に数値が上がっているが、2地点で環境基準を超過していた。全燐も全体的に数値が下がっているが、1地点において環境基準を超過していた。

○大村湾全体の測定値(17測定地点の平均値)

環 境 基 準〈A 類 型〉		令和3年度	令和2年度
化学的酸素要求量 COD(mg/L)	2.0以下	2.4	2.3
全窒素(mg/L)	0.2以下	0.16	0.15
全燐(mg/L)	0.02以下	0.015	0.018
水素イオン濃度 pH	7.8～8.3	8.0～8.4	7.8～8.5
溶存酸素 DO(mg/L)	7.5以上	8.3	8.0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	11.2	55
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	<0.5	<0.5

(※ L=リットル)

○17測定地点ごとの測定値

測定地点名	COD (mg/L) 75%値	全窒素 (mg/L) 平均値	全燐 (mg/L) 平均値	水素イオン濃度 pH		DO (mg/L) 平均値	大腸菌群数 MPN/100mL 平均値	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L) 平均値
				最小値	最大値			
中央(北)	1.7	0.13	0.014	8.1	8.3	7.7	11	<0.5
中央(中)	2.2	0.14	0.013	7.8	8.4	7.7	19	<0.5
中央(南)	2.2	0.15	0.013	7.7	8.4	7.7	16	<0.5
早岐港	2.3	0.17	0.020	8.1	8.3	8.3	15	<0.5
川棚港	2.2	0.14	0.013	8.1	8.4	8.4	27	<0.5
彼杵港	2.3	0.14	0.012	8.1	8.4	8.3	6.7	<0.5
郡川沖	2.3	0.14	0.013	8.1	8.4	8.5	5.2	<0.5
自衛隊沖	2.3	0.14	0.013	8.1	8.4	8.7	6	<0.5
競艇場沖	2.8	0.16	0.015	8.1	8.4	8.8	9.1	<0.5
喜々津川沖	3.3	0.20	0.019	8.1	8.3	8.6	19	<0.5
祝崎沖	2.9	0.20	0.014	8.1	8.4	8.1	6.6	<0.5
長与浦	2.5	0.17	0.017	8.1	8.5	8.6	8.5	<0.5
久留里沖	2.4	0.21	0.017	8.0	8.4	8.2	5.8	<0.5
形上湾	2.5	0.16	0.016	8.0	8.4	8.2	7.4	<0.5
大串湾	1.9	0.13	0.013	8.1	8.3	7.9	7.5	<0.5
久山港沖	3.3	0.25	0.023	8.1	8.4	8.9	13	<0.5
堂崎沖	2.2	0.14	0.013	7.7	8.3	7.9	7.7	<0.5

例年、大村湾の多くの地点で、COD値は基準値超過が見られている。この理由として、大村湾が閉鎖性海域に該当し、海水の交換が少ないことが考えられる。結果として、大村湾内に有機物が残存しやすくなるため、COD値が環境基準を超過しやすくなるものと考察される。

地点名	湾全体	郡川沖	自衛隊沖	競艇場沖	喜々津川沖	祝崎沖
H15	3.2	3.4	3.1	3.5	3.5	3.5
H16	2.1	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3
H17	2.4	2.4	2.5	2.8	2.7	2.5
H18	2.2	2.2	2.3	2.4	2.3	2.3
H19	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
H20	2.5	2.4	2.6	2.9	3.0	2.5
H21	2.2	2.1	2.3	2.5	2.5	2.5
H22	2.6	2.4	2.7	3.1	3.3	3.0
H23	2.0	2.0	2.1	2.3	2.1	2.1
H24	2.2	2.1	2.6	2.5	2.7	2.4
H25	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1
H26	2.5	2.6	2.8	2.8	3.2	2.7
H27	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.2
H28	2.1	1.9	2.1	2.6	2.6	2.3
H29	2.0	2.0	2.1	2.3	2.4	2.1
H30	2.1	2.2	2.1	2.3	2.4	2.3
R1	2.0	1.9	2.1	2.2	2.1	1.9
R2	2.3	2.2	2.2	2.4	2.7	2.3
R3	2.4	2.3	2.3	2.8	3.3	2.9

大村湾のCOD値の経年変化

(湾全体及び17測定地点)

類 型	A
環境基準	2.0 mg/L以下
測定回数	12 回/年
COD値	75 %値

※75%値の算出方法

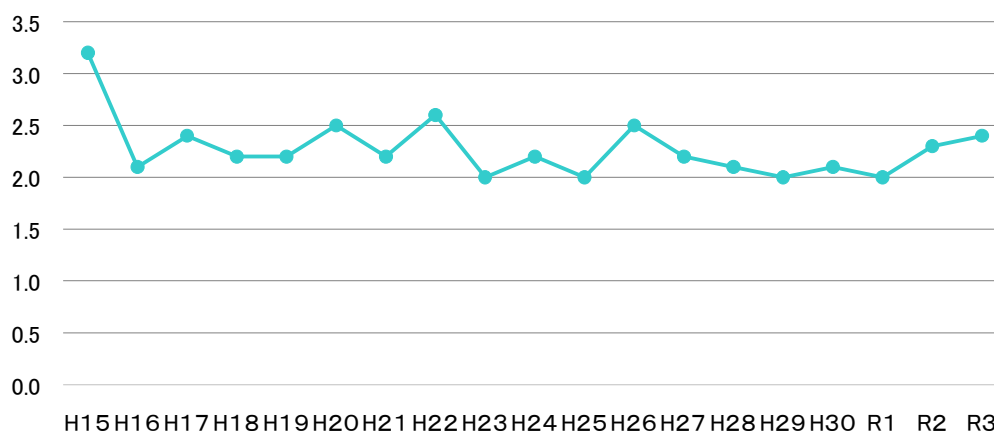
年間を通じ12回の測定を行った場合、まずCOD値を小さい順に並べる。

12回の75%は9回なので、75%値は12回の内、値が小さい方から数えて9番目の値となる。

地点名	中央北	中央中	中央南	早岐港	川棚港	彼杵港	長与浦	久留里沖	形上湾	大串湾	久山港沖	堂崎沖
H15	2.7	3.6	3.4	3.1	2.9	3.6	3.2	3.2	3.1	2.7	3.6	3.0
H16	1.8	2.0	2.1	1.9	2.3	2.1	2.1	2.1	2.2	2.0	2.6	2.2
H17	1.8	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.3	2.6	2.2
H18	1.9	2.2	2.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.4	2.3	2.0	2.5	2.2
H19	2.0	2.2	2.2	2.0	2.1	2.2	2.4	2.4	2.1	1.9	2.4	2.2
H20	2.0	2.3	2.3	2.3	2.5	2.4	2.3	2.5	2.7	2.0	3.0	2.2
H21	1.8	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.2	2.3	1.9	2.7	2.1
H22	1.9	2.2	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.7	2.5	2.0	3.3	2.4
H23	1.4	1.9	1.9	1.6	1.9	2.1	2.1	2.1	1.9	1.6	2.2	1.9
H24	1.8	1.9	2.2	1.9	2.1	2.1	2.3	2.4	2.3	1.8	2.7	2.2
H25	2.0	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	1.9	1.6	2.4	2.1
H26	1.9	2.1	2.3	2.1	2.2	2.3	2.5	2.4	2.5	2.2	3.2	2.5
H27	2.0	2.0	2.0	2.1	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	2.7	2.1
H28	1.8	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	2.1	2.1	2.3	2.0	2.6	2.1
H29	1.6	1.6	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	2.1	1.5	2.5	1.8
H30	1.7	1.8	1.9	2.0	2.2	2.0	2.4	2.2	2.3	1.7	2.6	2.1
R1	1.7	1.9	1.9	2.0	2.1	1.8	1.8	1.9	2.0	1.9	2.4	1.8
R2	1.9	2.3	2.2	2.1	2.2	2.2	2.3	2.2	2.3	2.1	2.6	2.1
R3	1.7	2.2	2.2	2.3	2.2	2.3	2.5	2.4	2.5	1.9	3.3	2.2

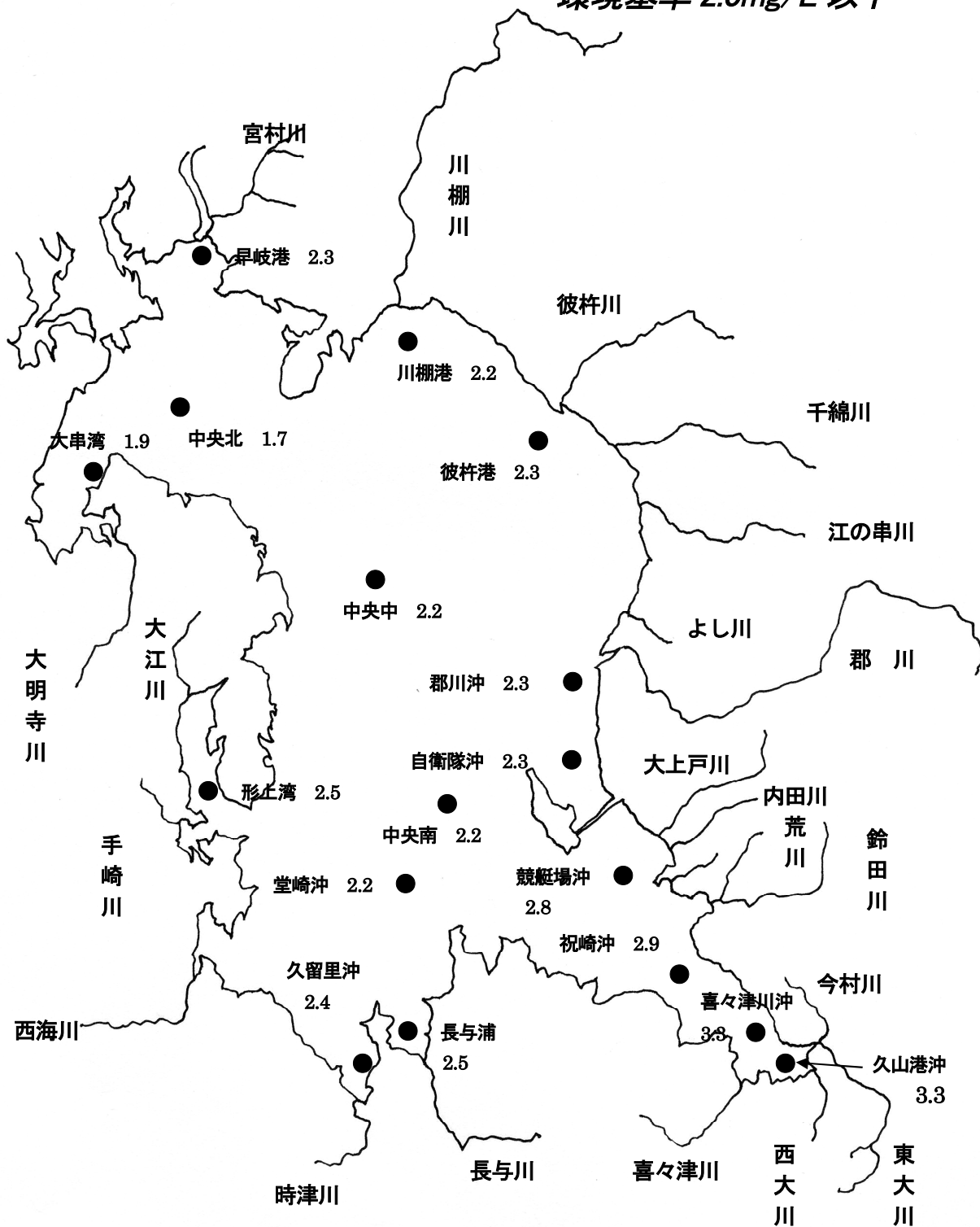
(mg/L)

COD75%値の経年変化(大村湾全体)



令和3年度 大村湾のCOD値 (75%値 : mg/L)

環境基準 2.0mg/L 以下



地点名	湾全体	郡川沖	自衛隊沖	競艇場沖	喜々津川沖	祝崎沖
H15	0.26	0.20	0.22	0.23	0.28	0.24
H16	0.21	0.21	0.23	0.23	0.25	0.24
H17	0.19	0.18	0.19	0.20	0.27	0.20
H18	0.22	0.21	0.20	0.24	0.22	0.21
H19	0.19	0.18	0.19	0.19	0.23	0.18
H20	0.18	0.18	0.19	0.18	0.19	0.19
H21	0.18	0.17	0.19	0.19	0.20	0.17
H22	0.21	0.19	0.21	0.22	0.23	0.22
H23	0.20	0.20	0.21	0.23	0.24	0.18
H24	0.27	0.22	0.23	0.28	0.29	0.22
H25	0.19	0.18	0.19	0.19	0.23	0.19
H26	0.17	0.17	0.16	0.18	0.23	0.17
H27	0.19	0.16	0.18	0.20	0.23	0.19
H28	0.19	0.16	0.18	0.18	0.24	0.18
H29	0.18	0.16	0.18	0.19	0.20	0.17
H30	0.15	0.13	0.14	0.14	0.19	0.15
R1	0.19	0.17	0.19	0.18	0.23	0.18
R2	0.15	0.15	0.16	0.17	0.20	0.15
R3	0.16	0.14	0.14	0.16	0.20	0.20

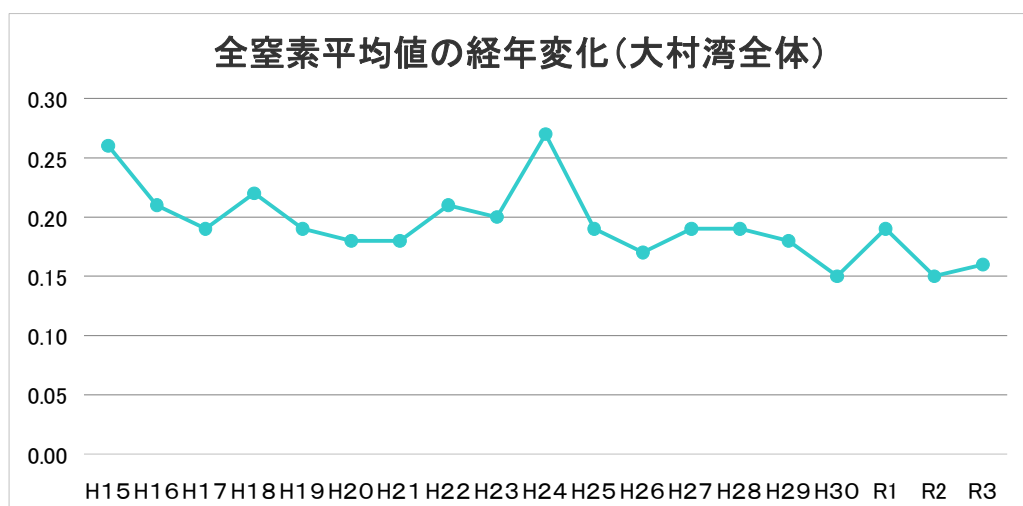
大村湾の全窒素値の経年変化

(湾全体及び17測定地点)

類 型	A
環境基準	0.2 mg/L以下
測定回数	12 回/年
全窒素値	平均値

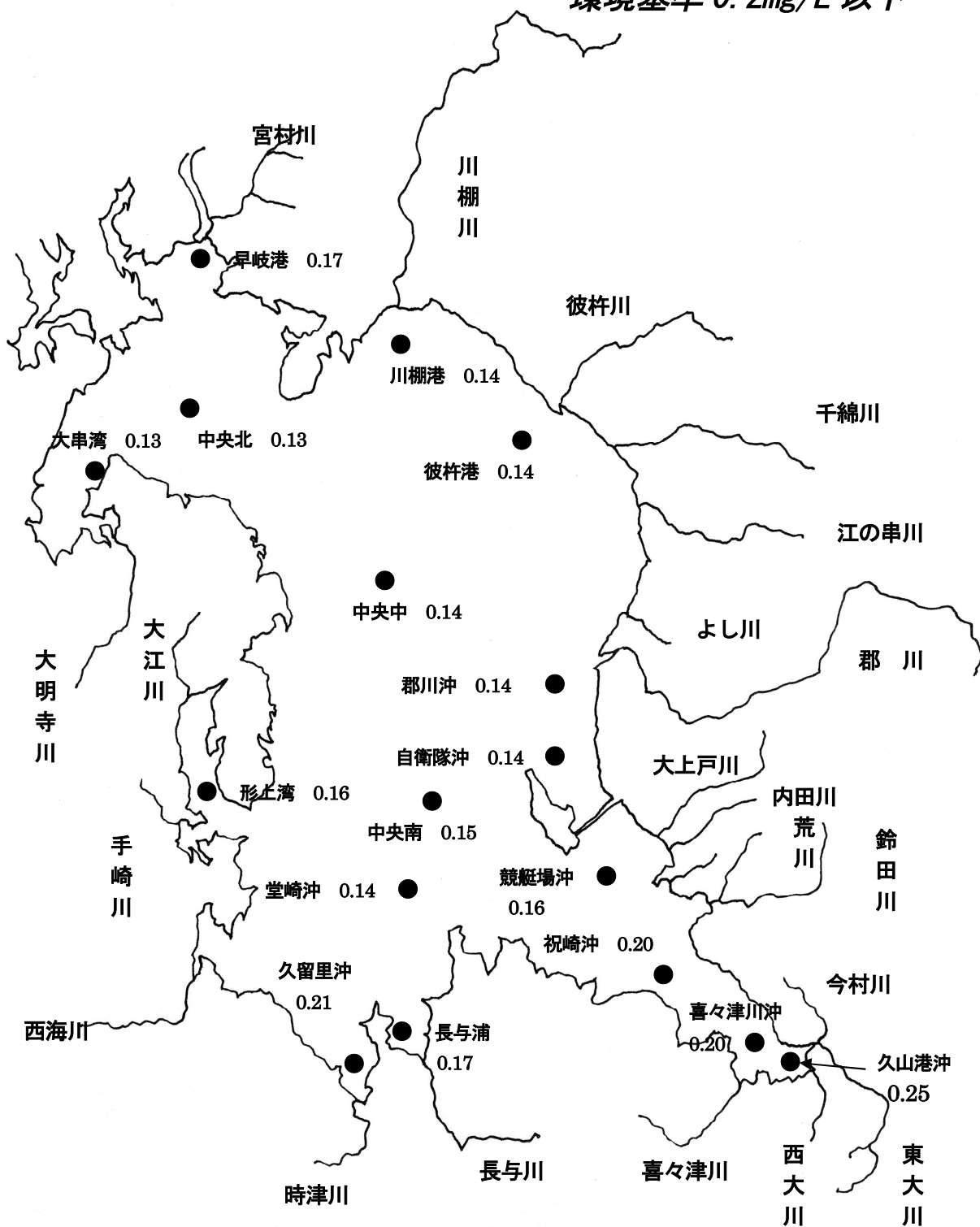
地点名	中央北	中央中	中央南	早岐港	川棚港	彼杵港	長与浦	久留里沖	形上湾	大串湾	久山港沖	堂崎沖
H15	0.20	0.25	0.24	0.30	0.30	0.23	0.33	0.35	0.30	0.20	0.40	0.21
H16	0.19	0.18	0.17	0.23	0.20	0.22	0.24	0.25	0.21	0.16	0.27	0.17
H17	0.16	0.15	0.15	0.18	0.17	0.16	0.24	0.21	0.17	0.16	0.34	0.16
H18	0.18	0.22	0.20	0.23	0.25	0.23	0.25	0.25	0.23	0.19	0.30	0.18
H19	0.16	0.17	0.16	0.20	0.18	0.19	0.28	0.21	0.19	0.16	0.25	0.17
H20	0.16	0.16	0.16	0.20	0.16	0.16	0.22	0.19	0.17	0.16	0.25	0.17
H21	0.15	0.16	0.15	0.17	0.15	0.15	0.24	0.17	0.15	0.15	0.28	0.16
H22	0.18	0.18	0.17	0.22	0.19	0.19	0.24	0.21	0.20	0.20	0.33	0.18
H23	0.17	0.16	0.18	0.20	0.19	0.21	0.24	0.18	0.18	0.21	0.21	0.16
H24	0.20	0.20	0.19	0.30	0.22	0.26	0.32	0.62	0.24	0.22	0.42	0.19
H25	0.16	0.15	0.16	0.21	0.17	0.17	0.24	0.20	0.16	0.15	0.26	0.18
H26	0.14	0.15	0.14	0.19	0.15	0.17	0.20	0.17	0.15	0.18	0.25	0.15
H27	0.17	0.15	0.15	0.18	0.16	0.16	0.25	0.21	0.17	0.17	0.28	0.15
H28	0.20	0.17	0.15	0.20	0.17	0.18	0.20	0.16	0.17	0.18	0.30	0.13
H29	0.15	0.15	0.15	0.18	0.16	0.18	0.33	0.17	0.16	0.15	0.29	0.16
H30	0.14	0.12	0.12	0.15	0.13	0.14	0.32	0.18	0.12	0.10	0.22	0.12
R1	0.19	0.17	0.16	0.18	0.17	0.16	0.20	0.20	0.21	0.19	0.30	0.17
R2	0.12	0.12	0.13	0.14	0.14	0.14	0.20	0.16	0.13	0.13	0.26	0.13
R3	0.13	0.14	0.15	0.17	0.14	0.14	0.17	0.21	0.16	0.13	0.25	0.14

(mg/L)



令和3年度 大村湾の全窒素値（平均値：mg/L）

環境基準 0.2mg/L 以下



地点名	湾全体	郡川沖	自衛隊沖	競艇場沖	喜々津川沖	祝崎沖
H15	0.021	0.020	0.019	0.020	0.026	0.022
H16	0.015	0.014	0.016	0.017	0.016	0.016
H17	0.024	0.023	0.023	0.024	0.028	0.024
H18	0.018	0.017	0.017	0.019	0.020	0.016
H19	0.019	0.018	0.018	0.020	0.023	0.019
H20	0.019	0.018	0.019	0.019	0.019	0.018
H21	0.020	0.018	0.019	0.021	0.024	0.020
H22	0.021	0.019	0.022	0.023	0.025	0.022
H23	0.020	0.019	0.021	0.026	0.026	0.018
H24	0.020	0.021	0.018	0.020	0.023	0.019
H25	0.017	0.014	0.016	0.015	0.021	0.016
H26	0.020	0.018	0.018	0.019	0.026	0.019
H27	0.016	0.014	0.015	0.017	0.018	0.016
H28	0.022	0.020	0.035	0.021	0.027	0.021
H29	0.017	0.015	0.016	0.018	0.020	0.017
H30	0.012	0.014	0.011	0.012	0.014	0.012
R1	0.020	0.019	0.019	0.020	0.022	0.019
R2	0.018	0.017	0.018	0.018	0.021	0.017
R3	0.015	0.013	0.013	0.015	0.019	0.014

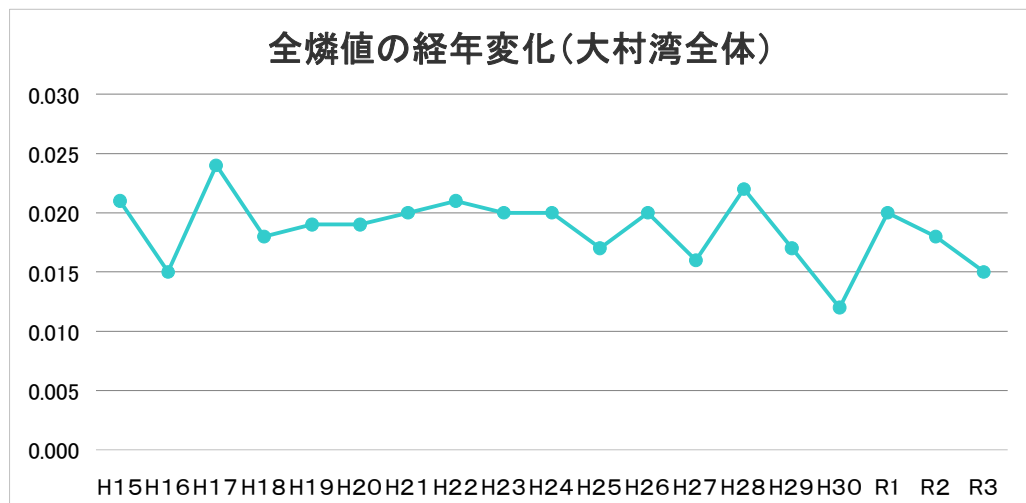
大村湾の全燐値の経年変化

(湾全体及び17測定地点)

類 型	A
環境基準	0.02 mg/L以下
測定回数	12回/年
全リン値	平均値

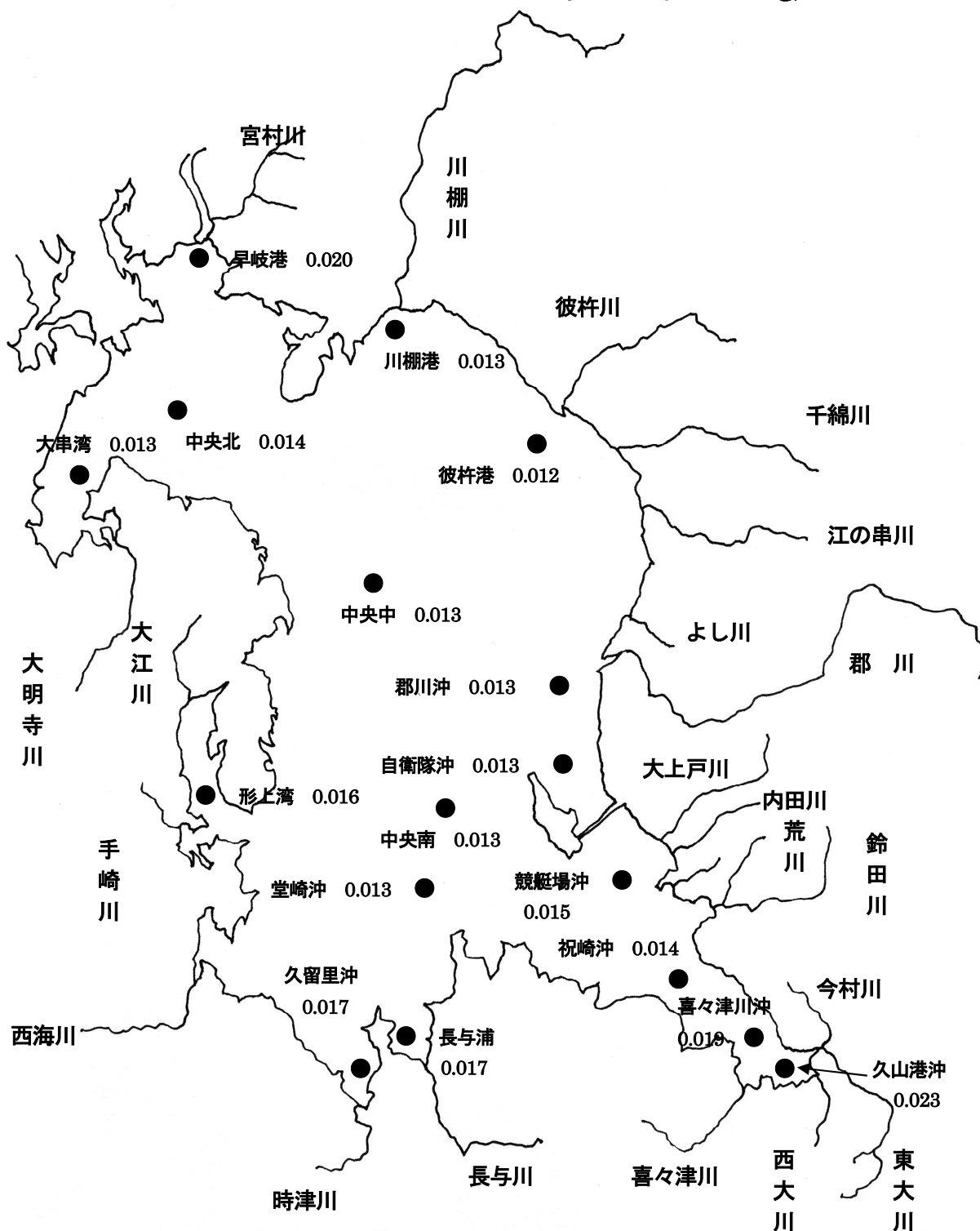
地点名	中央北	中央中	中央南	早岐港	川棚港	彼杵港	長与浦	久留里沖	形上湾	大串湾	久山港沖	堂崎沖
H15	0.016	0.018	0.017	0.029	0.021	0.018	0.021	0.018	0.021	0.020	0.036	0.017
H16	0.014	0.012	0.013	0.016	0.015	0.014	0.015	0.013	0.014	0.013	0.024	0.012
H17	0.024	0.021	0.021	0.026	0.025	0.021	0.023	0.022	0.022	0.020	0.036	0.021
H18	0.017	0.015	0.015	0.021	0.020	0.016	0.018	0.016	0.017	0.015	0.025	0.014
H19	0.020	0.018	0.017	0.022	0.017	0.018	0.022	0.018	0.018	0.016	0.027	0.016
H20	0.019	0.017	0.016	0.026	0.019	0.016	0.020	0.018	0.018	0.017	0.027	0.017
H21	0.018	0.018	0.018	0.022	0.017	0.017	0.023	0.020	0.018	0.017	0.029	0.018
H22	0.021	0.018	0.018	0.025	0.020	0.019	0.023	0.019	0.019	0.020	0.030	0.018
H23	0.017	0.015	0.017	0.022	0.018	0.024	0.019	0.016	0.019	0.017	0.024	0.020
H24	0.017	0.014	0.013	0.030	0.017	0.016	0.020	0.031	0.017	0.018	0.030	0.014
H25	0.015	0.014	0.013	0.024	0.016	0.016	0.019	0.016	0.015	0.014	0.023	0.014
H26	0.018	0.018	0.016	0.026	0.018	0.016	0.021	0.017	0.018	0.021	0.028	0.017
H27	0.016	0.012	0.012	0.019	0.015	0.014	0.020	0.017	0.014	0.012	0.023	0.012
H28	0.022	0.018	0.018	0.025	0.019	0.018	0.021	0.018	0.020	0.018	0.031	0.017
H29	0.016	0.015	0.014	0.022	0.016	0.016	0.024	0.016	0.015	0.014	0.027	0.014
H30	0.012	0.009	0.011	0.017	0.011	0.011	0.014	0.012	0.011	0.013	0.015	0.010
R1	0.025	0.023	0.017	0.021	0.021	0.018	0.021	0.016	0.017	0.017	0.020	0.018
R2	0.016	0.015	0.015	0.019	0.017	0.016	0.022	0.018	0.016	0.015	0.024	0.015
R3	0.014	0.013	0.013	0.020	0.013	0.012	0.017	0.017	0.016	0.013	0.023	0.013

(mg/L)



令和3年度 大村湾の全磷値（平均値：mg/L）

環境基準 0.02mg/L 以下



(2) 河川の水質の現状

① 環境基準の達成状況(令和3年度)

環境基準の類型指定のある河川においては、水素イオン濃度(PH)が1地点で環境基準を超過している。
生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、及び溶存酸素量(DO)について、環境基準が達成されている。
大腸菌群数については昨年度に引き続き、全地点において環境基準を超過している。

○環境基準の類型指定のある河川（県及び市調査対象河川）

地点	調査機関	河川名 (測定地点)	類型	環境基準				
				水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)	溶存酸素量 DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
				最小値 ～ 最大値	①②③④は75%値 ①②は平均値	平均値	平均値	平均値
①	長崎県	郡川(1) (郡川砂防公園前)	AA	6.5～8.5	1.0以下	25以下	7.5以上	50以下
				7.3 ～ 8.3	0.6	<1	10	220
②	長崎県	郡川(2) (元城井堰)	A	6.5～8.5	2.0以下	25以下	7.5以上	1,000以下
				7.5 ～ 8.1	1.4	4	9.6	1,800
③	長崎県	大上戸川 (大上戸橋)	A	6.5～8.5	2.0以下	25以下	7.5以上	1,000以下
				7.7 ～ 8.0	1.0	6	9.1	3,300
④	大村市	大上戸川 (山田の滝)	A	6.5～8.5	2.0以下	25以下	7.5以上	1,000以下
				7.8 ～ 8.0	0.7	3	9.9	3,000
⑤	長崎県	鈴田川 (鈴田橋下流)	A	6.5～8.5	2.0以下	25以下	7.5以上	1,000以下
				7.6 ～ 8.1	1.1	2	10.0	1,500
⑥	大村市	鈴田川 (西光寺2号橋下流堰)	A	6.5～8.5	2.0以下	25以下	7.5以上	1,000以下
				7.8 ～ 8.6	0.9	7	10	11,000

○環境基準の類型指定のない河川（市調査対象河川）

地点	調査機関	河川名 (測定地点)	水素イオン濃度 pH 最小値 ～ 最大値	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L) ③～⑩は平均値	浮遊物質 SS (mg/L) 平均値	溶存酸素量 DO (mg/L) 平均値	大腸菌群数 (MPN/100ml) 平均値
③	大村市	よし川 (よし橋)	7.4 ～ 7.8	1.0	4	9.6	13,000
④	大村市	内田川 (草場橋上流)	7.9 ～ 8.7	0.7	4	9.8	14,000
⑤	大村市	玖島川 (外浦橋)	7.9 ～ 9.8	1.5	4	13.3	51,000
⑥	大村市	荒川 (セブンイレブン大村 久原2丁目店前)	7.9 ～ 9.1	0.8	3	12.5	11,000
⑦	大村市	今村川 (東大川橋上流)	7.5 ～ 8.1	1.0	6	9.8	14,000
⑧	大村市	針尾川 (広域農道下流)	7.6 ～ 7.9	0.6	6	9.5	9,500
⑨	大村市	針尾川 (針尾橋)	8.1 ～ 8.9	0.6	7	10.8	23,000
⑩	大村市	小川内川 (小川内大橋下流)	7.8 ～ 8.0	0.6	3	9.8	3,800

※測定回数…長崎県6回、大村市4回

②河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化

○環境基準の類型指定のある河川（県及び市調査対象河川）

整理番号	①	②	③	④	⑤	⑥
河川名	郡川(1)	郡川(2)	大上戸川	大上戸川	鈴田川	鈴田川
地点名	郡川砂防公園前	元城井堰	大上戸橋	山田の滝	鈴田橋下流	西光寺2号橋下流堰
類型	AA	A	A	A	A	A
環境基準	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
H20	0.5	0.9	0.7	0.5	0.8	0.9
H21	0.5	0.7	0.6	0.8	0.8	0.8
H22	0.6	0.9	0.9	0.9	1.1	0.7
H23	<0.5	1.1	0.9	0.7	1.1	0.7
H24	<0.5	1.1	0.8	1.0	1.0	0.9
H25	<0.5	1.2	0.5	0.9	0.9	1.1
H26	<0.5	0.8	0.6	0.5	0.8	0.5
H27	0.5	0.9	0.7	0.7	0.9	0.7
H28	0.6	0.9	0.6	<0.5	1.1	<0.5
H29	0.9	1.1	0.7	0.7	0.9	0.8
H30	<0.5	1.3	0.8	0.6	1.0	0.7
R1	<0.5	0.6	0.9	0.6	0.8	0.7
R2	0.7	1.2	0.9	0.6	1.5	0.6
R3	0.6	1.4	1.0	0.7	1.1	0.9

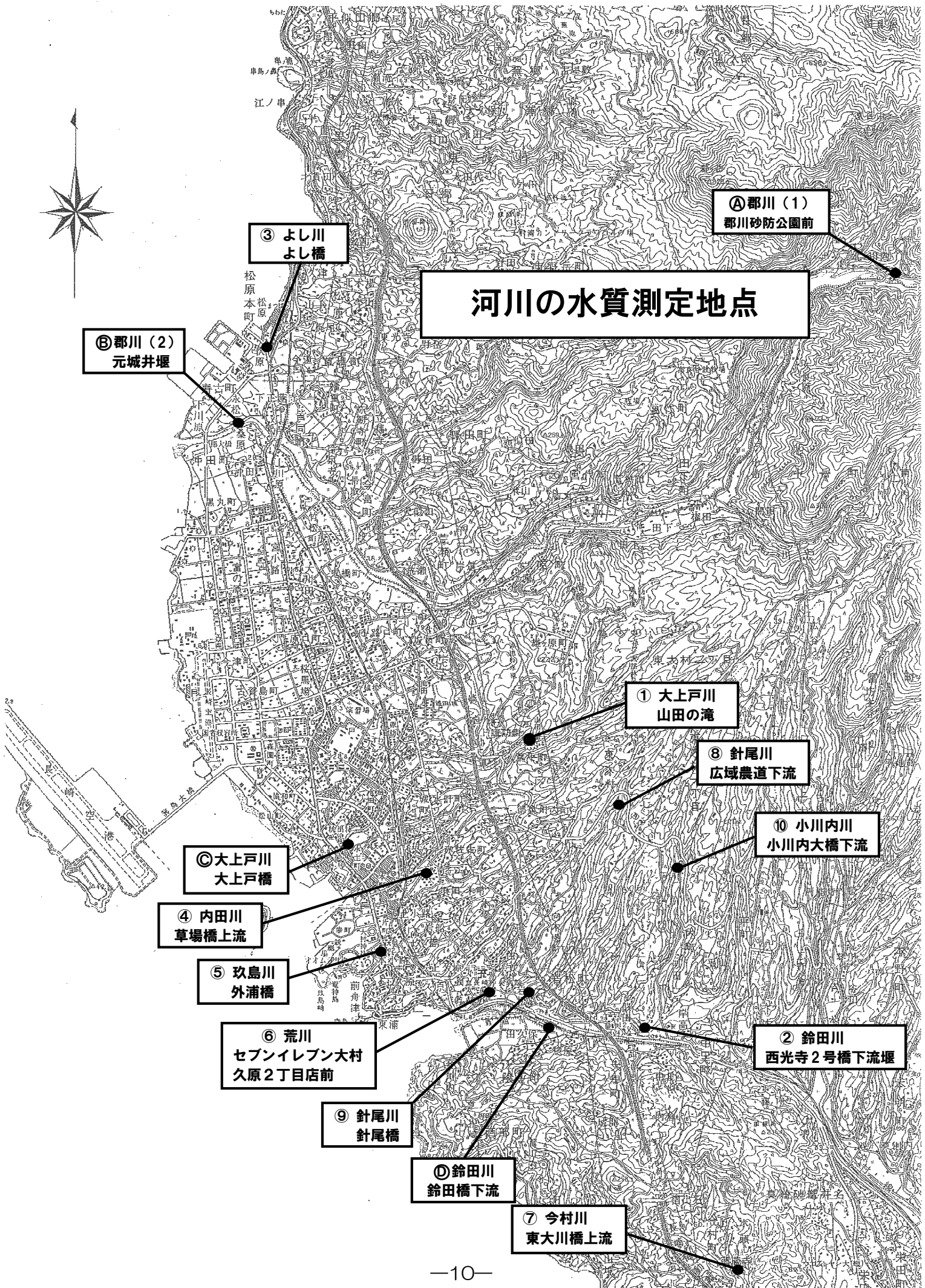
○環境基準の類型指定のない河川（市調査対象河川）

整理番号	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
河川名	よし川	内田川	玖島川	荒川	今村川	針尾川	針尾川	小川内川
地点名	よし橋	草場橋上流	外浦橋	セブンイレブン大村久原2丁目店前	東大川橋上流	広域農道下流	針尾橋	小川内大橋下流
H20	1.1	1.7	1.3	0.8	0.8	0.5	0.7	0.6
H21	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.6	0.9	0.6
H22	1.1	1.0	1.2	0.8	0.6	0.7	1.2	0.6
H23	0.7	1.1	1.0	0.7	0.8	0.5	0.8	0.5
H24	0.8	0.7	1.1	0.9	0.9	0.6	0.9	0.7
H25	1.0	1.1	1.6	1.3	1.5	1.0	1.3	1.0
H26	0.6	0.5	0.8	0.6	2.3	0.6	0.8	0.5
H27	0.9	0.8	1.0	0.8	1.3	0.7	1.0	0.6
H28	0.6	0.6	0.8	0.7	0.9	0.5	0.5	0.4
H29	0.5	0.6	0.9	0.7	0.8	0.5	1.1	0.5
H30	0.6	0.6	0.9	0.6	0.9	0.5	0.6	0.5
R1	0.6	0.7	1.0	0.9	0.8	0.6	0.7	0.6
R2	0.7	0.6	1.2	0.7	0.9	0.5	0.7	0.5
R3	1.0	0.7	1.5	0.8	1.0	0.6	0.6	0.6

※県の調査は年6回の75%値を、市の調査は年4回の平均値を使用。

※75%値の算出方法

年間を通じ12回の測定を行った場合、まずCOD値を小さい順に並べる。
12回の75%は9回なので、75%値は12回の内、値が小さいほうから数えて9番目の値となる。



(3) 地下水水質の状況について

- ① 県調査地下水の定期 モニタリング調査結果 監視項目について、昨年と同様、すべての地点で環境基準を達成していた。

■ テトラクロロエチレン(揮発性有機塩素化合物) 環境基準:0.01以下 (単位=mg/L)

井戸番号	5087	5082	5043	5078	5061	5034	5096	5103
整理番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
H 9. 10	ND	0.005	0.0310	—	ND	ND	ND	0.001
H10. 6	ND	0.0070	0.0180	—	ND	ND	ND	0.0010
H10. 10	ND	0.0040	0.0170	—	ND	ND	ND	—
H11. 6	ND	0.0050	0.0090	—	ND	ND	ND	ND
H11. 10	ND	0.0040	0.0080	—	ND	ND	ND	ND
H12. 6	—	0.0090	0.0110	—	—	—	—	—
H12. 10	ND	0.0150	0.0240	—	—	—	—	—
H13. 6	—	0.0170	0.0130	—	—	—	—	—
H13. 10	—	0.0130	0.0100	—	—	—	—	—
H14. 9	—	0.0130	0.0090	ND	—	—	—	—
H15. 9	—	0.0070	0.0050	ND	—	—	—	—
H16. 9	—	ND	ND	ND	—	—	—	—
H17. 9	—	0.0080	0.0150	ND	—	—	—	—
H18. 9	—	0.051	0.01	<0.003	—	—	—	—
H19. 9	—	0.001	0.008	0.04	—	—	—	—
H20. 9	—	0.011	0.008	<0.001	—	—	—	—
H21. 9	—	0.012	0.006	ND	—	—	—	—
H22. 9	—	0.017	0.008	ND	—	—	—	—
H23. 9	—	0.003	0.010	<0.001	—	—	—	—
H24. 9	—	0.013	0.006	<0.001	—	—	—	—
H25. 9	—	0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—
H26. 9	—	0.014	<0.003	<0.001	—	—	—	—
H27. 9	—	0.014	0.002	<0.001	—	—	—	—
H28. 9	—	0.033	0.004	<0.001	—	—	—	—
H29. 11	—	0.013	0.002	<0.001	—	—	—	—
H30. 9	—	0.014	0.003	<0.001	—	—	—	—
R1. 9	—	<0.001	0.001	—	—	—	—	—
R2. 9	—	<0.001	0.001	—	—	—	—	—
R3. 9	—	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—

■ 硝酸性及び亜硝酸性窒素 環境基準:10以下 (単位=mg/L)

井戸番号	5087	5082	5043	5078	5061	5034	5096	5103
整理番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
H18. 9	—	9.3	9.4	12.0	—	—	—	—
H19. 9	—	12.0	8.7	9.2	—	—	—	—
H20. 9	—	9.7	8.5	10.0	—	—	—	—
H21. 9	—	9.2	9.5	3.0	—	—	—	—
H22. 9	—	9.6	9.0	16.0	—	—	—	—
H23. 9	—	7.3	8.3	0.7	—	—	—	—
H24. 9	—	8.3	6.7	11.0	—	—	—	—
H25. 9	—	0.71	6.2	8.6	—	—	—	—
H26. 9	—	6.5	8.4	11.0	—	—	—	—
H27. 9	—	8.7	5.5	17.0	—	—	—	—
H28. 9	—	8	5.3	8.6	—	—	—	—
H29. 11	—	7.9	6.1	5.9	—	—	—	—
H30. 9	—	7.8	6.2	7.2	—	—	—	—
R1. 9	—	—	—	8.3	—	—	—	—
R2. 9	—	—	—	8.9	—	—	—	—
R3. 9	—	—	—	7.9	—	—	—	—

② 大村市調査の地下水の水質調査結果

西大村地区の地下水については、平成6年に1地点、平成7年に1地点を設置し、平成25年に深井戸の汚染状況調査のため新たに2地点を追加し、計4地点で監視を続けている。

令和3年度検査結果では深井戸のC地点、D地点でテトラクロロエチレンの値が環境基準を超過している。

備考:1) N.Dとは、定量下限値未満を表す。

■ テトラクロロエチレン（環境基準:0.01mg/L以下）

(単位=mg/L)

観測時期	古賀島町	桜馬場1丁目	森園町	古賀島町
	A	B	C	D
H13. 3	0.0024	0.0029	—	—
H13. 10	0.0140	0.0447	—	—
H14. 2	0.0032	0.0020	—	—
H14. 10	0.0014	0.0156	—	—
H15. 3	0.0076	0.0050	—	—
H15. 10	0.0057	0.0134	—	—
H16. 3	0.0082	0.0046	—	—
H16. 10	0.0103	0.0227	—	—
H17. 3	0.0104	0.0080	—	—
H18. 3	N.D	0.0063	—	—
H19. 3	N.D	0.0088	—	—
H20. 3	N.D	0.0043	—	—
H21. 2	N.D	0.0019	—	—
H22. 2	N.D	0.0023	—	—
H23. 3	N.D	0.0007	—	—
H24. 3	N.D	0.0016	—	—
H25. 3	N.D	0.0040	—	—
H26. 3	N.D	0.0070	0.0290	0.0190
H27. 3	N.D	0.0020	0.0170	0.0100
H28. 3	N.D	0.0030	0.0260	0.0180
H29. 2	N.D	0.0060	0.0270	0.0190
H30. 2	N.D	0.0040	0.0220	0.0170
H31. 2	N.D	0.0030	0.0210	0.0190
R2. 2	N.D	0.0020	0.0200	0.0180
R3. 2	N.D	0.0030	0.0200	0.0180
R4. 2	N.D	0.0040	0.0190	0.0180

■ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準:10.0mg/L以下）

(単位=mg/L)

観測時期	古賀島町	桜馬場1丁目	森園町	古賀島町
	A	B	C	D
R2. 2	5.6	6.8	6.0	5.0
R3. 2	5.9	7.8	5.8	4.9
R4. 2	5.7	7.4	5.8	4.9



2 騒音の測定結果

(1) 環境騒音

- ①測定実施機関 大村市
- ②測定期間 令和3年12月22日～令和4年3月29日
- ③測定地点数 25地点
- ④測定日数 1地点につき1日(24時間)
- ⑤評価方法 1日(24時間)を昼間(6:00～22:00)と夜間(22:00～6:00)に区分し、それぞれの区分における等価騒音レベル(Leq)を算出したうえで地域ごとの環境基準値と比較した。

⑥適合状況 (カ所)

昼間		夜間	
適合	不適合	適合	不適合
24	1	23	2

⑦過去の適合状況 (カ所)

	昼間		夜間	
	適合	不適合	適合	不適合
H30年度	23	2	22	3
R1年度	24	1	24	1
R2年度	22	3	24	1

※測定地点廃止により、平成28年度から測定地点が1カ所減り26地点に、さらに平成29年度から測定地点が1カ所減り、25地点になっている。

<参考1> ～騒音に係る環境基準について(抜粋)～

一般の地域における環境基準 (dB)

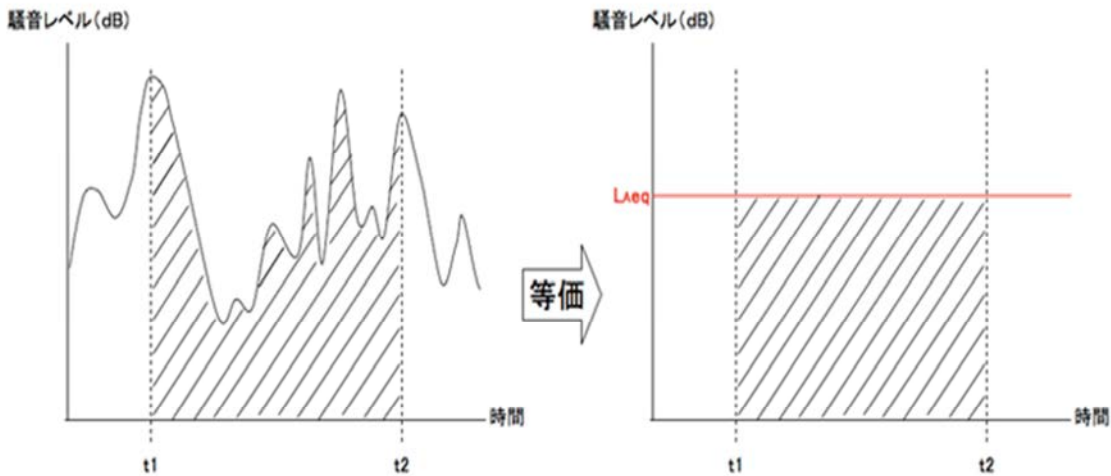
地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までとし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

<参考2 等価騒音レベル(Leq)について >

等価騒音レベル(Leq)とは、不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均化したものです。

騒音の評価としては、通常は騒音の大きさ(ピーク値)が問題となりますが、等価騒音レベルでは、継続時間も加味することになるので、騒音の暴露量（どれだけ騒音にさらされたか、騒音のエネルギー量等）を評価するのに適しており、主に環境基準に係る騒音の評価として用いられます。



<参考3：音の大きさ>

(単位：d B)

音の大きさ	音の種類	人体への影響
120	飛行機のエンジンの近く	耳に痛みを感じる ひどい時には鼓膜が破れる
110	自動車のクラクション（前方2m） リベット打ち	健康に影響を生じる
100	電車が通るときのガードの下	
90	騒々しい工場内、大声の独唱	
80	地下鉄の車内、電車内	疲労度が上昇し、作業効率が低下する
70	電話の呼出音、騒々しい事務所内 騒々しい街頭	
60	静かな乗用車、普通の会話	
50	静かな事務所	
40	図書館内、昼間の静かな住宅地	
30	ささやき声	
20	木の葉のふれあう音	

⑧＜測定値＞

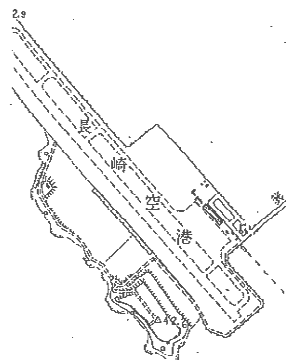
地点 番号	測定地点名	用途地域 区 分	環境基準			測定結果					
			類型	基準値 (dB)		昼間		夜間		備考	
				昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)	測定値	適合	測定値	適合		
1	小佐古公民館	第1種低層 住居専用	A	55	45	46	○	36	○	自動車騒音の影響あり	
2	赤佐古公民館					52	○	46	×		
3	須田ノ木公民館					49	○	39	○		
4	竹松町公民館					53	○	41	○		
5	諏訪公民館	第1種中高 層住居専用				48	○	38	○		
6	古町公民館					54	○	42	○		
7	小路口町公民館					46	○	40	○		
8	小路口本町公民館	第2種中高 層住居専用				49	○	42	○		
9	鬼橋町公民館					51	○	40	○		
10	下久原公民館	第1種住居	B			51	○	41	○		
11	外浦小路公民館					48	○	33	○		
12	本小路団地集会所					44	○	41	○		
13	県教育センター分室					51	○	43	○		
14	植松1丁目公民館					53	○	40	○		
15	昭和通り公民館					50	○	44	○		
16	桜馬場第1公民館					56	×	46	×	自動車騒音の影響あり	
17	竹松出張所					55	○	41	○		
18	富の原2丁目公民館					55	○	36	○	公園利用者の影響あり	
19	松原出張所	近隣商業	C	60	50	48	○	41	○		
20	協和町公民館	準工業				65	60	50	○	41	○
21	松山町公民館							51	○	35	○
22	古賀島西公民館			60	○			48	○	C地域のうち車線を有する道路に 面する地域	
23	大村市民プール			60	50	58	○	43	○		
24	黒丸町公民館	54				○	45	○			
25	橋本公民館	52				○	44	○			
適合箇所数							24		23		

環境騒音測定地点



大村湾

2.9



白島



前津
守島

東浦

丹津

1	小佐古公民館
2	赤佐古公民館
3	須田ノ木公民館
4	竹松町公民館
5	諏訪公民館
6	古町公民館
7	小路口公民館
8	小路口本町公民館
9	鬼橋町公民館
10	下久原公民館
11	外浦小路公民館
12	本小路団地集会所
13	県教育センター分室
14	植松1丁目公民館
15	昭和通り公民館
16	桜馬場第一公民館
17	竹松出張所
18	富の原2丁目公民館
19	松原出張所
20	協和町公民館
21	松山町公民館
22	古賀島西公民館
23	大村市民プール
24	黒丸町公民館
25	橋本公民館

(2) 自動車騒音

- ①測定実施機関 大村市
- ②測定期間 令和3年11月16日～令和3年12月24日
- ③測定地点数 8地点
- ④測定日数 1地点につき連続3日
- ⑤評価方法 1日(24時間)を昼間(6:00～22:00)と夜間(22:00～6:00)に区分し、それぞれの区分における3日間の等価騒音レベル(Leq)を算出したうえで環境基準及び騒音規制法に基づく要請限度と比較した。

⑥測定値及び適合結果

地点番号	測定地点名	車線数	環境基準				要請限度				測定値 (dB)		環境基準との 適合状況		要請限度との 適合状況	
			地域の 類型	地域の区分	基準値(dB)		区域の 類型	区域の区分	限度値(dB)							
					昼間	夜間			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	旧中地区公民館 (松並1丁目)	2	B	2車線以上の車線 を有する道路に面する 地域	65	60	b	2車線以上の車線 を有する道路に面する 区域	75	70	66	58	×	○	○	○
2	大村市役所 (玖島1丁目)	4	C	幹線交通を担う道路 に近接する空間	70	65	c	幹線交通を担う道路 に近接する区域			67	62	○	○	○	○
3	K表具店 (協和町)										72	64	×	○	○	○
4	K教具 (桜馬場1丁目)										69	63	○	○	○	○
5	中地区公民館 (古賀島町)	4	B	幹線交通を担う道路 に近接する空間	70	65	b	幹線交通を担う道路 に近接する区域			69	62	○	○	○	○
6	Nビル (東本町)	2	C	車線を有する道路 に面する地域	65	60	c	車線を有する道路 に面する区域			66	55	×	○	○	○
7	第9分団詰所 (宮小路2丁目)		C	幹線交通を担う道路 に近接する空間	70	65	c	幹線交通を担う道路 に近接する区域			66	61	○	○	○	○
8	I宅 (池田1丁目)		A	幹線交通を担う道路 に近接する空間	70	65	a	幹線交通を担う道路 に近接する区域			68	62	○	○	○	○

※平成28年3月31日に子ども科学館が閉鎖したため、代替地としてNビルにて測定を実施。

⑦過去の要請限度との適合状況

	昼 間		夜 間	
	適 合	不適合	適 合	不適合
H30 年度	8 か所	0 か所	8 か所	0 か所
R1 年度	8 か所	0 か所	8 か所	0 か所
R2 年度	8 か所	0 か所	8 か所	0 か所

自動車騒音測定地点

7. 第9分団詰所
(宮小路2丁目)

4. K教具
(桜馬場1丁目)

8. I宅
(池田1丁目)

5. 中地区公民館
(古賀島町)

1. 旧中地区公民館
(松並1丁目)

3. K表具店
(協和町)

6. Nビル
(東本町)

2. 大村市役所
(玖島1丁目)

＜参考：自動車騒音に係る環境基準（道路に面する地域）＞

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準は、次のとおりとする。

地域の区分	基準値（等価騒音レベル）	
	昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（注）A地域、B地域、C地域については、次に掲げる地域とする。

A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

＜ 幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準 ＞

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる	

（注1）幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道。

（注2）幹線交通を担う道路に近接する空間とは、道路端から次に掲げる範囲。

（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

（2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

＜参考：自動車騒音に係る要請限度（道路に面する区域）＞

市町村長が都道府県公安委員会等に対し、周辺の生活環境が著しく損なわれているとして、措置等を要請することとされている自動車騒音の限度。（騒音規制法第 17 条）

（自動車騒音の限度を定める省令 別表）

区域の区分	要請限度値	
	昼 間 （6 時～22 時）	夜 間 （22 時～6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a 区域、b 区域、c 区域とは、次に掲げる区域とする。

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、
第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

＜ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例 ＞

要請限度値	
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
75 デシベル以下	70 デシベル以下

（注 1）幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道。

（注 2）幹線交通を担う道路に近接する区域とは、道路敷地境界線から次に掲げる範囲。

（1）2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

（2）2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

(3) 自動車騒音の常時監視事務

1 法改正による権限移譲により平成24年4月から市の事務となっている。

騒音規制法 第18条 都道府県知事（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。）は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とする。

3 対象地域

自動車騒音常時監視の対象となるのは、幹線交通を担う原則2車線以上の車線を有する道路で、住居等が存在する地域（道路端から50メートルの範囲）である。下表に記載する合計7区間を7年に1度のローテーションで評価を行う。

実施年度	路線名（区間）	車線数
平成27年度	国道34号（松原～西大村本町）	2車線及び4車線
平成28年度	大村貝津線（久原～諫早行政界）	2
平成29年度	国道34号（久原～諫早行政界）	2車線及び4車線
平成30年度	大村外環状線（久原～鬼橋町）	2車線及び4車線
令和元年度	国道34号（西大村本町～久原）	4
令和2年度	国道444号（西大村本町～池田）	4
令和3年度	長崎自動車道（大村IC～諫早行政界）	4

4 面的評価

面的評価とは、対象地域内を代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて対象地域内にあるすべての住居等についての等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握すること。

5 調査の実態

実施計画に基づき、対象道路の沿道状況の把握、自動車騒音の測定を行った後、得られたデータを基に、面的評価を実施した。

6 評価結果

測定年度	路線名(区間)	測定年月日	車線数	評価区間延長	測定地点	測定結果 LAeq		評価対象戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下の戸数 b	昼間のみ基準値以下の戸数 c	夜間のみ基準値以下の戸数 d	昼間・夜間とも基準値超過の戸数 e
						昼間	夜間					
H27	国道34号 (松原～西大村本町)	12/15～12/16	2車線 及び 4車線	5.6km	大村市 皆同町	72dB	66dB	815戸 (100%)	764戸 (93.7%)	0戸 (0%)	51戸 (6.3%)	0戸 (0%)
H28	大村貝津線 (久原～諫早行政界)	2/16～2/17	2	9.7km	大村市 日泊町	70dB	62dB	234戸 (100%)	231戸 (98.7%)	0戸 (0%)	3戸 (1.3%)	0戸 (0%)
H29	国道34号 (久原～諫早行政界)	2/8～2/9	2車線 及び 4車線	5.3km	大村市 久原	67dB	61dB	293戸 (100%)	293戸 (100%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)
H30	大村外環状線 (久原～鬼橋町)	2/13～2/14	2車線 及び 4車線	6.2km	大村市 諏訪	66dB	62dB	1113戸 (100%)	1086戸 (97.6%)	17戸 (1.5%)	0戸 (0%)	10戸 (0.9%)
R1	国道34号 (西大村本町～久原)	1/21～1/22	4	3.9km	大村市 桜馬場	68dB	63dB	503戸 (100%)	503戸 (100%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)
R2	国道444号 (西大村本町～池田)	1/20～1/21	4	1.3km	大村市 植松	68dB	60dB	304戸 (100%)	304戸 (100%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)
R3	長崎自動車道 (大村IC～諫早行政界)	2/1～2/2	4	10.5km	大村市 木場	61dB	54dB	278戸 (100%)	277戸 (99.6%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)	1戸 (0.4%)

環境基準値は、P.20＜参考：自動車騒音に係る環境基準(道路に面する地域)＞を参照。

(4) 航空機騒音

ア 大村飛行場（旧長崎空港A滑走路）

- ①測定実施機関 大村市
 ②測定期間 令和3年11月25日 ～ 令和4年3月4日
 ③測定地点数 6地点
 ④測定日数 1地点につき連続14日間
 ⑤評価方法 1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenについて、パワー平均を算出し、環境基準との比較を行った。

⑥測定値及び適合状況

単位:デシベル

整理番号	測定地点名	用途地域区分	類型	環境基準	測定値 Lden	環境基準の 適合状況
				基準値 Lden		
A-1	富の原小学校	第1種住居	I	57	51 (50.9)	○
A-2	古賀島町住宅(E)	準工業	II	62	51 (51.1)	○
A-3	古賀島町住宅(A)				64 (63.9)	×
A-4	古賀島町住宅(B)				66 (66.2)	×
A-5	古賀島町住宅(C)				59 (58.6)	○
A-6	古賀島町住宅(D)				65 (64.6)	×

※評価は、小数第1位以下を四捨五入した整数値で行う。()内は、四捨五入前の値。

※自衛隊等専用の飛行場で運用状況に変化が大きいと、平成25年度から連続14日間の測定を実施している。

※春季、夏季測定データは除く。

イ 長崎空港（旧長崎空港B滑走路）

- ①測定実施機関 大村市
 ②測定期間 令和3年11月17日 ～ 令和4年3月22日
 ③測定地点数 4地点
 ④測定日数 1地点につき連続7日間
 ⑤評価方法 1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenについて、パワー平均を算出し、環境基準との比較を行った。

⑥測定値及び適合状況

単位:デシベル

整理番号	測定地点名	用途地域区分	類型	環境基準	測定値 Lden	環境基準の 適合状況
				基準値 Lden		
B-1	大村市役所	商業	I	57	41 (41.4)	○
B-2	前舟津公民館	第1種住居			46 (45.5)	○
B-3	釜川内	無指定			45 (44.8)	○
B-4	三浦出張所	無指定			42 (42.4)	○

※評価は、小数第1位以下を四捨五入した整数値で行う。()内は、四捨五入前の値。



大村飛行場(旧長崎空港A)滑走路騒音測定地点

大
村
湾

2.9

1. 富の原小学校

3. 古賀島町住宅(A)

2. 古賀島町住宅(E)

6. 古賀島町住宅(D)

5. 古賀島町住宅(C)

4. 古賀島町住宅(B)



長崎空港(旧B)滑走路騒音測定地点

1. 大村市役所

2. 前舟津公民館

3. 釜川内

4. 三浦出張所

3 振動の測定結果

道路交通振動

- ①測定実施機関 大村市
 ②測定期間 令和4年3月9日～令和4年3月22日
 ③測定地点数 5地点
 ④測定日数 1地点につき4回（8時、10時、14時、18時に10分間測定）
 ⑤評価方法 測定値の80%レンジの上端値（L10）を平均（4回分）し、振動規制法に基づく要請限度値と比較した。

- ⑥適合状況 (カ所)

昼間	
適合	不適合
5	0

- ⑦過去の適合状況 (カ所)

	昼間	
	適合	不適合
H30 年度	5	0
R1 年度	5	0
R2 年度	5	0

<参考1：要請限度>

～振動規制法施行規則（抜粋）～

別表第2（第12条関係） (dB)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

<参考2：振動の大きさ>

(dB)

振動の大きさ	階級	大きさの例
85～95	震度4（中震）	吊り下げたものが大きくゆれ、すわりの悪い置物が倒れる
75～85	震度3（弱震）	棚にある食器類が音をたてる
65～75	震度2（軽震）	電灯などの吊り下げたものがわずかにゆれる
55～65	震度1（微震）	室内にいる人の一部がわずかなゆれを感じる
45～55	震度0（無感）	振動計には記録されるが人体には感じない
40	—	図書館・静かな住宅街

⑧＜測定値＞

地点 番号	測定地点名	道路の種別	車 線 数	用途地域 区分	測定日	要請限度		測定値		
						区域の 区分	限度値 (dB) 昼間			
1	旧中地区公民館 (松並1丁目)	市道 (乾馬場空港線)	2	第1種住居	R4.3.22(火)	第1種	65	38 (37.8)	○	130
2	大村市役所 (玖島1丁目)	国道 (34号線)	4	近隣商業	R4.3.9(水)	第2種	70	44 (43.8)	○	443
3	K教具 (桜馬場1丁目)	国道 (34号線)	4	商業	R4.3.17(木)			38 (37.9)	○	284
4	大村駅前駐輪場 (東本町)	市道 (八幡町線)	2		R4.3.22(火)			35 (34.9)	○	141
5	第9分団詰所 (宮小路2丁目)	国道 (34号線)	2		R4.3.17(木)			32 (32.4)	○	200

※交通量は、上下線合わせた測定時間10分間平均の値

道路交通振動測定地点

5.第9分団詰所
(宮小路2丁目)

3.K教具
(桜馬場1丁目)

1.旧中地区公民館
(松並1丁目)

4.大村駅前駐輪場
(東本町)

2.大村市役所
(玖島1丁目)

4 大気汚染物質の測定結果

- ①測定実施機関 長崎県
 ②測定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
 ③測定地点数 1地点(大村測定局…長崎県学芸文化課資料整備室前)
 ④測定回数 モニタリング装置から随時自動送信
 ⑤測定項目 5項目 (1)二酸化硫黄
 (2)浮遊粒子状物質
 (3)二酸化窒素
 (4)光化学オキシダント
 (5)微小粒子状物質(PM2.5)

- ⑥評価方法 測定された物質ごとの測定値を環境基準と比較した。
 ⑦適合状況 (※用途地域:第1種住居地域)

測定物質	有効測定日数	有効測定時間	評価方法及び評価	環境基準及び評価	
二酸化硫黄	363	8,710	短期的評価 ○	1時間値が 0.1ppm 以下	○
				1時間値の日平均値が 0.04ppm 以下	○
			長期的評価 ○	日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下	○
				日平均値につき 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続していない	○
浮遊粒子状物質	361	8,697	短期的評価 ○	1時間値が 0.20mg/m ³ 以下	○
				1時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下	○
			長期的評価 ○	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下	○
				日平均値につき 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続していない	○
二酸化窒素	363	8,713	長期的評価 ○	日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm の範囲内か、それ以下	○
光化学オキシダント	365	5,440	短期的評価 ×	1時間値が 0.06ppm 以下	×
微小粒子状物質 (PM2.5)	363	8,716	長期的評価 ○	年平均値が 15 µg/m ³ 以下	○
				年間 98%値が 35 µg/m ³ 以下	○

※ PM2.5 (粒径が 2.5 µm以下の粒子物質) の環境基準「日平均値 35 µg/m³以下」中、「µg」は、「mg」の 1,000 分の 1 の値である。

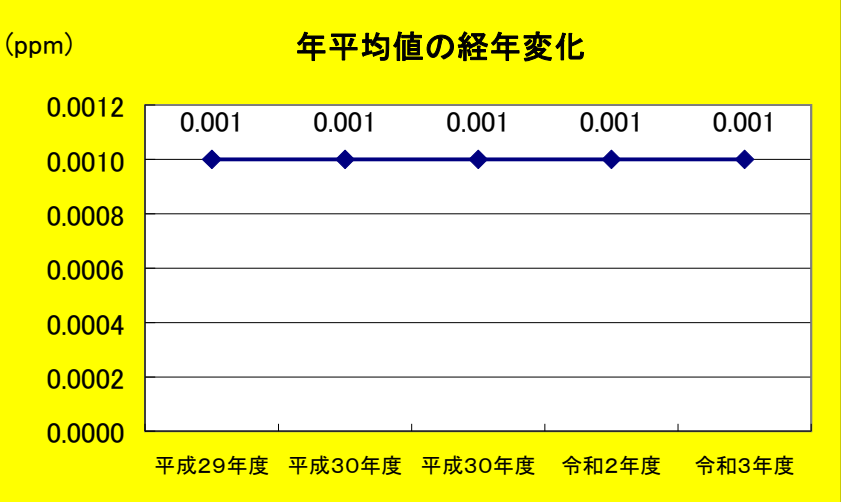
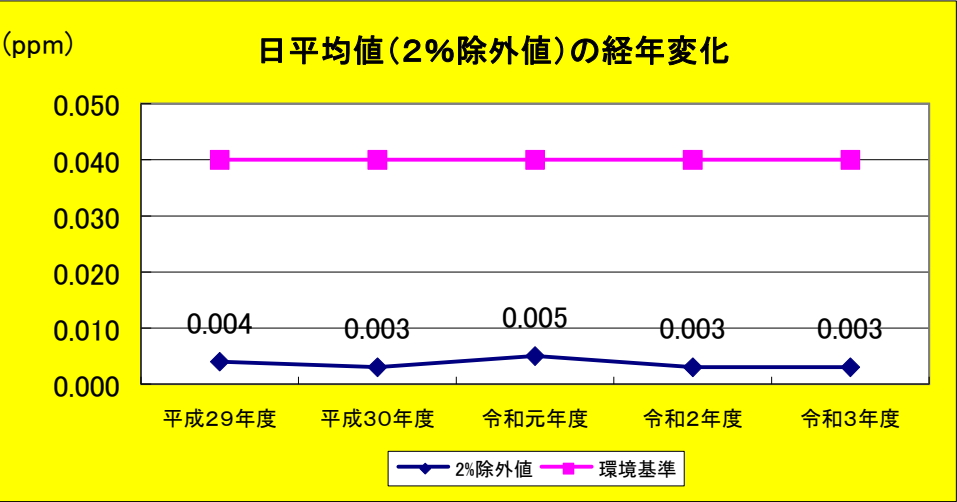
したがって、浮遊粒子状物質 (粒径が 10 µm以下の粒子物質) の環境基準「日平均値 0.10 mg/m³以下」とは、「日平均値 100 µg/m³以下」となる。

⑧<二酸化硫黄 (SO2)>

*二酸化硫黄… 石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴い、燃料中に含まれる硫黄分が酸化されて発生する。
また、火山からの噴煙にも含まれている。

★ 二酸化硫黄の経年変化 環境基準：1時間値0.1ppm以下かつ1日平均値0.04ppm以下

測定年度	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	1時間値が 0.1ppmを超 えた割合	1時間値 の最高値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	日平均値が 0.04ppmを 超えた割合	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無 (有=×・無=○)	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が0.04ppm を超えた日数 (日)
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	(日)	(%)	(ppm)		(日)
平成29年度	355	8,549	0.001	0	0.0	0.012	0	0.0	0.004	○	0
平成30年度	363	8,709	0.001	0	0.0	0.020	0	0.0	0.003	○	0
令和元年度	361	8,697	0.001	0	0.0	0.086	0	0.0	0.005	○	0
令和2年度	363	8,708	0.001	0	0.0	0.016	0	0.0	0.003	○	0
令和3年度	363	8,710	0.001	0	0.0	0.021	0	0.0	0.003	○	0
令和3年度環境基準達成状況				環境基準の短期的評価				環境基準の長期的評価			
				○				○			

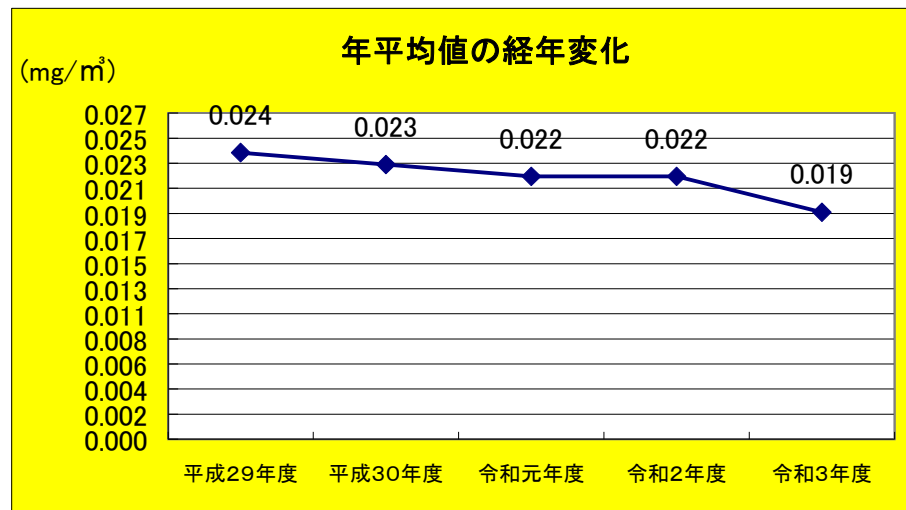
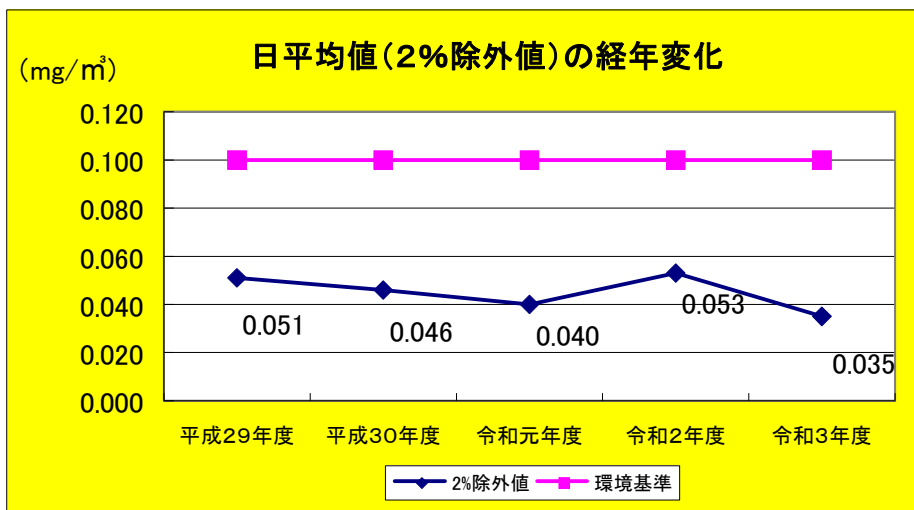


⑨＜浮遊粒子状物質（SPM）＞

*浮遊粒子状物質…大気中に浮遊している粒子状物質であって、粒子の直径が10ミクロン(10 μ m)以下のものをいう。

★ 浮遊粒子状物質の経年変化 環境基準：1時間値0.20mg/m³以下かつ1日平均値0.10mg/m³以下[1時間値200 μ g/m³,1日平均値100 μ g/m³以下]

測定年度	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.2mg/m ³ を 超えた時間数	1時間値が 0.2mg/m ³ を 超えた割合	日平均値が 0.1mg/m ³ を 超えた日数	日平均値が 0.1mg/m ³ を 超えた割合	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.1mg/m ³ を超 えた日が2日 以上連続した ことの有無 (有=×・無=○)	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が0.1mg/m ³ を超えた日数 (日)
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)		(日)
平成29年度	365	8,734	0.024	0	0.0	0	0.0	0.136	0.051	○	0
平成30年度	365	8,738	0.023	0	0.0	0	0.0	0.116	0.046	○	0
令和元年度	363	8,736	0.022	0	0.0	0	0.0	0.077	0.040	○	0
令和2年度	360	8,668	0.022	2	0.0	1	0.3	0.226	0.053	○	1
令和3年度	361	8,697	0.019	0	0.0	0	0.0	0.098	0.035	○	0
令和3年度環境基準達成状況				環境基準の短期的評価				環境基準の長期的評価			
				○				○			

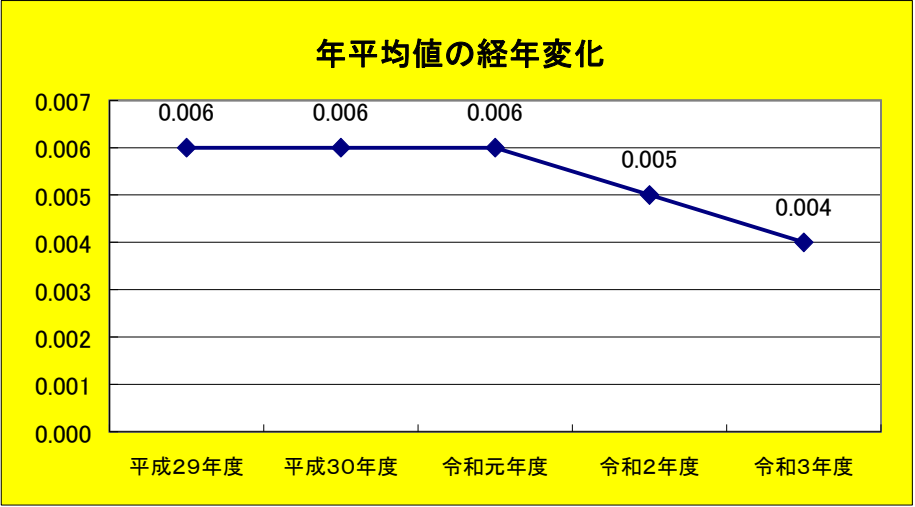
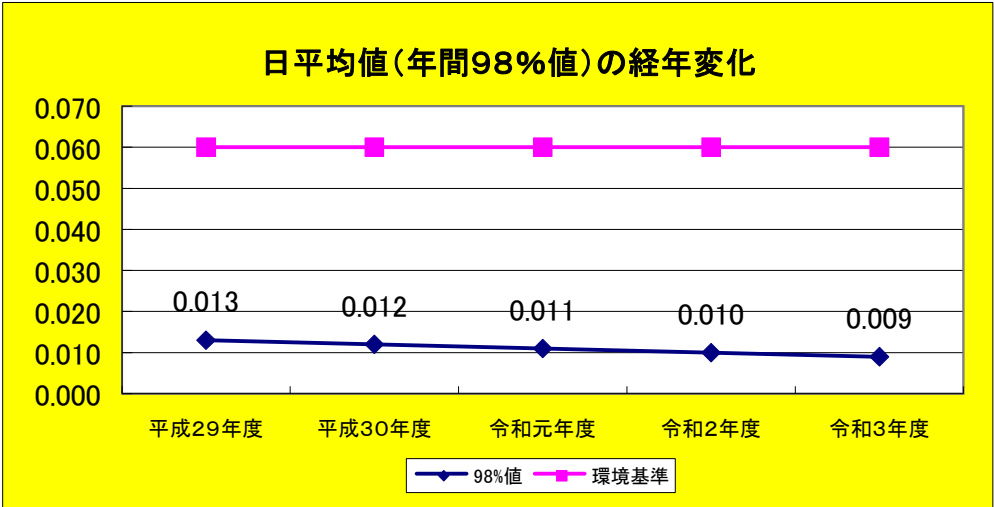


⑩＜二酸化窒素 (NO2)＞

＊二酸化窒素… 燃料や可燃物に含まれる窒素分が酸化されたものと、燃焼に伴う高温条件下で空気中の窒素分が酸化されたものがある。

★ 二酸化窒素の経年変化 環境基準：日平均値が0.04～0.06ppmの範囲内か、それ以下

測定年度	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数	1時間値が 0.2ppmを超 えた割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の時間数	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の割合	1時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日平均値が 0.06ppmを 超えた割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の割合	日平均値の 年間98%値	98%値評価に よる日平均 値が0.06ppm を超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
平成29年度	363	8,704	0.006	0	0.0	0	0.0	0.030	0	0.0	0	0.0	0.013	0
平成30年度	363	8,711	0.006	0	0.0	0	0.0	0.033	0	0.0	0	0.0	0.012	0
令和元年度	363	8,730	0.006	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.0	0	0.0	0.011	0
令和2年度	363	8,709	0.005	0	0.0	0	0.0	0.025	0	0.0	0	0.0	0.010	0
令和3年度	363	8,713	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.0	0	0.0	0.009	0
令和3年度環境基準達成状況									環境基準評価					
									○					



⑪<光化学オキシダント(OX)>

*光化学オキシダント… 工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素の大気汚染物質が、太陽からの紫外線による光化学反応により生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。
また、これ以外にも、成層圏に高濃度で存在している天然のオゾンが気象条件等で地上に降下してくるものがある。

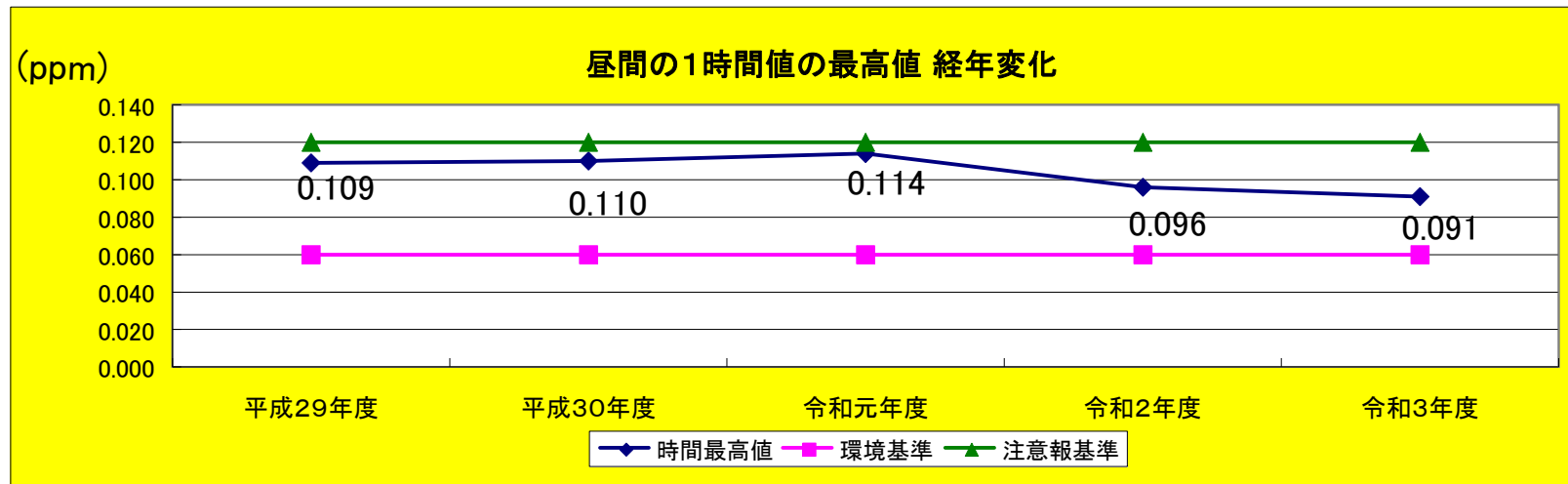
◎「注意報発令」基準… 1時間値0.12ppm以上

★ 光化学オキシダントの経年変化

環境基準：1時間値が0.06ppm以下

(昼間＝5:00～20:00)

測定年度	昼間測定 日 数	昼間測定 時 間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間 値が0.06ppmを 超えた日数	昼間の1時間 値が0.06ppmを 超えた時間数	昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 1時間値の 最高値の 年平均値	昼間の1時間 値が0.12ppm 以上の日数	昼間の1時間 値が0.12ppm 以上の時間数
	(日)	(時間)	(ppm)	(日数)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日数)	(時間)
平成29年度	357	5,303	0.036	71	486	0.109	0.049	0	0
平成30年度	365	5,434	0.035	65	370	0.110	0.048	0	0
令和元年度	366	5,446	0.035	70	443	0.114	0.048	0	0
令和2年度	365	5,434	0.036	70	404	0.096	0.048	0	0
令和3年度	365	5,440	0.036	62	356	0.091	0.048	0	0
令和3年度環境基準達成状況				環境基準評価		0.06		注意報発令基準	
				×				○	



⑫＜微小粒子状物質(PM2.5)＞

*微小粒子状物質(PM2.5)… 大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子。

非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

◎「注意喚起」判断基準…

- ①午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上
- ②午前5時から午後0時までの1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上

なお、上記①、②に該当しない場合であっても、日中の濃度上昇によりPM2.5濃度の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を明らかに越えると予想される場合には、関係市町と協議のうえ、注意喚起を行う。(午後2時から午後6時の各時間帯で判断)

★ 微小粒子状物質の測定値

環境基準: 年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ 日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

測定年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超 えた日数	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	午前5時から 午前7時まで の1時間値の 平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 の日	午前5時から 午後0時まで の1時間値の 平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 の日
	(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日数)	(日数)
令和元年度	363	8,718	10.7	26.8	1	62	41.8	0	0
令和2年度	363	8,716	9.7	26.0	2	90	44.7	0	0
令和3年度	363	8,716	8.7	23.0	0	62	29.3	0	0
令和3年度環境基準達成状況			短期的評価		長期的評価			注意喚起判断基準	
			○		○			○	

5 公害苦情等の受理状況

(1) 公害苦情の状況

近年の公害に関する苦情は、環境基本法でいう「公害」にあたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の「典型7公害」よりも、野焼き等の「その他公害」の方が多い。苦情の内容としては、日常生活に密着した感覚的、心理的な苦情が多くを占めている。

典型7公害に関する令和3年度に受け付けた苦情件数(※軽微なものは、含めていない。)は、44件であった。苦情の内訳としては、水質汚濁・悪臭・騒音がほとんどであり、土壌汚染・振動・地盤沈下に関しては0件であった。

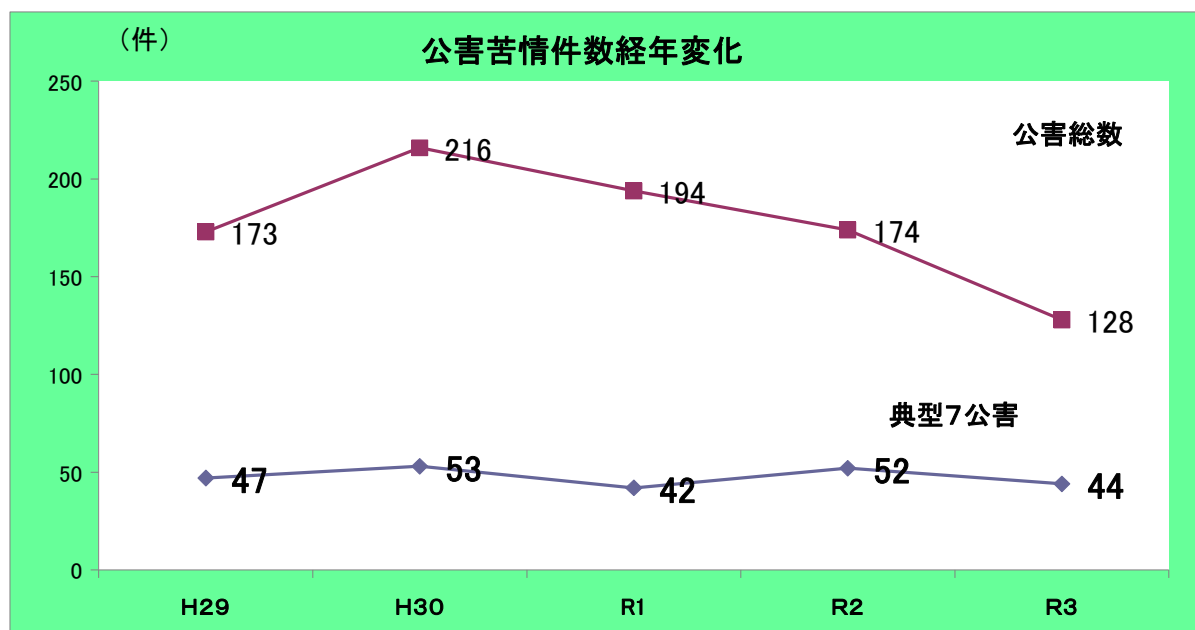
一方で、典型7公害以外の苦情では、廃棄物の不法投棄に関するものが29件、家庭でのごみ焼却などの野焼きに関するものが35件であった。

① 苦情処理件数の経年変化

(単位:件)

年 度	典型7公害							小計	その他公害			合 計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		廃棄物投棄	ごみ焼却等	その他	
H29	1	15	0	22	1	0	8	47	25	47	54	173
H30	0	10	0	31	0	0	12	53	44	83	36	216
R1	4	7	0	23	1	0	7	42	56	53	43	194
R2	2	22	0	14	0	0	14	52	37	59	26	174
R3	2	15	0	12	0	0	15	44	29	35	20	128

※平成27年度から空き地・空き家敷地内の雑草繁茂による害虫被害も、その他公害に加えている。



② 地域別の苦情発生件数及び発生区域(令和3年度)

(件)

地域区分		典型7公害							その他公害	合 計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	
都市計画区域	住居地域	1	1	0	5	0	0	0	7	45
	近隣商業地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商業地域	0	1	0	0	0	0	1	2	0
	準工業地域	1	3	0	2	0	0	0	6	4
	工業地域	0	0	0	2	0	0	0	2	0
	無指定	0	6	0	3	0	0	12	21	22
	小計	2	11	0	12	0	0	13	38	71
都市計画区域外		0	4	0	0	0	0	2	6	13
合 計		2	15	0	12	0	0	15	44	84

苦情の発生場所を都市計画法に基づく用途地域別に見ると、住居地域で全体の約50%を占めている。

③ 苦情内容の種類(令和3年度)

(件)

被害区分		典型7公害							その他公害	合 計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	
健康		0	1	0	0	0	0	0	1	0
財産		0	0	0	0	0	0	0	0	0
動・植物		0	0	0	0	0	0	0	0	0
感覚的・心理的		2	6	0	12	0	0	15	35	49
その他		0	8	0	0	0	0	0	8	35
合 計		2	15	0	12	0	0	15	44	84

苦情の被害内容は、感覚的・心理的なものが約65%と、その半分以上を占めている。

(2) 空閑地関係苦情の状況

(単位:件)

平成25年度	61
平成26年度	72
平成27年度	81
平成28年度	77
平成29年度	78
平成30年度	45
令和元年度	63
令和2年度	65
令和3年度	64

(3) 畜犬関係苦情の状況

(単位:件)

年度	苦情の内訳			合計
	放し飼い	糞等	その他	
H26	4	1	10	15
H27	7	1	10	18
H28	6	1	9	16
H29	6	1	5	12
H30	8	6	11	25
R1	7	10	7	24
R2	6	7	12	25
R3	11	12	42	65

放し飼いの件数には逃亡した犬も含む。

(4) 不法投棄の状況

①不法投棄件数

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		一般廃棄物	産業廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物
苦情件数		51	5	34	3	25	4
内訳	投棄者回収 (土地所有者を含む)	10	0	4	2	11	1
	市回収	35	0	24	0	12	0
	未回収	0	2	1	0	0	0
	その他	6	3	5	1	2	3

②不法投棄物回収量

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		一般廃棄物	産業廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物
回収量(kg)	可燃物	2,524		2,132		2,164	
	不燃物	1,240		1,401		1,363	
	合計	3,764		3,533		3,537	

③家電4品目について

(ア) 処分費内訳 (令和3年度)

品目	数量	金額(円)
テレビ	7	19,320
洗濯機	1	3,300
冷蔵庫	2	8,470
エアコン	0	0
リサイクル料計	10	31,090
振込み手数料		0
運搬料(税込)		0
総計		31,090

(イ) 処分件数

品目	年度	令和2年度	令和3年度
		市回収	市回収
テレビ		10	7
洗濯機		2	1
冷蔵庫		4	2
エアコン		1	0
計		17	10

6 畜犬登録等の状況

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(単位:頭数)

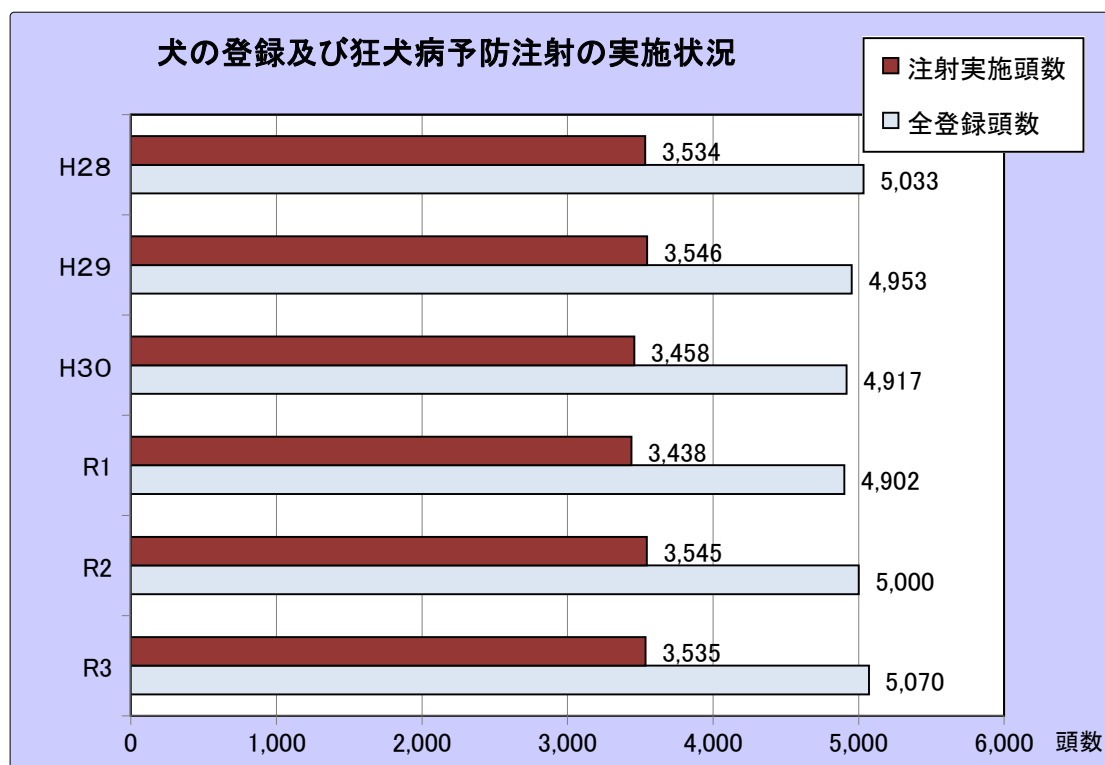
年 度	登録状況		注射実施状況	
	全登録頭数	新規登録数	注射実施頭数	注射実施率
H28	5,033	290	3,534	70.22%
H29	4,953	301	3,546	71.59%
H30	4,917	297	3,458	70.33%
R1	4,902	324	3,438	70.13%
R2	5,000	447	3,545	70.90%
R3	5,070	414	3,535	69.72%

全登録頭数:年度末現在の登録頭数です。

新規登録数:年度内に新規登録された頭数です(全登録頭数の内数ではありません)。

注射実施頭数:年度内に大村市に注射済みの届け出があった頭数です(全登録頭数の内数ではありません。
また、転入前に注射した頭数は含みません)。

注射実施率:全登録頭数に占める注射済み頭数の割合を示す接種率とは異なります。



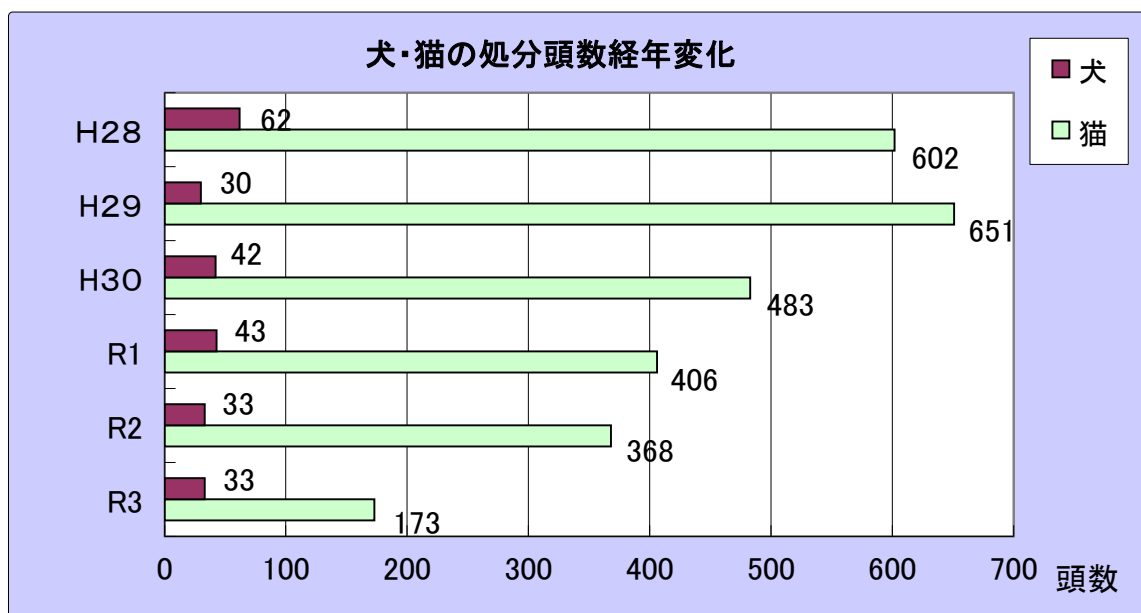
(2) 犬・猫の引き取り、処分状況 ※県央保健所管内の合計

(単位:頭数)

犬	年度	A 捕獲頭数	B 引取り数	C 返還数	D 譲渡数	処分数 (A+B)-(C+D)
	H28	151	81	58	112	62
	H29	95	93	41	117	30
	H30	102	88	42	106	42
	R1	96	106	47	112	43
	R2	72	97	30	106	33
	R3	59	41	25	42	33
猫	年度	A 捕獲頭数 (公示数)	B 引取り数	C 返還数	D 譲渡数	処分数 (A+B)-(C+D)
	H28		696	0	94	602
	H29		709	0	58	651
	H30		557	0	74	483
	R1		489	0	83	406
	R2		438	0	70	368
	R3		230	0	57	173

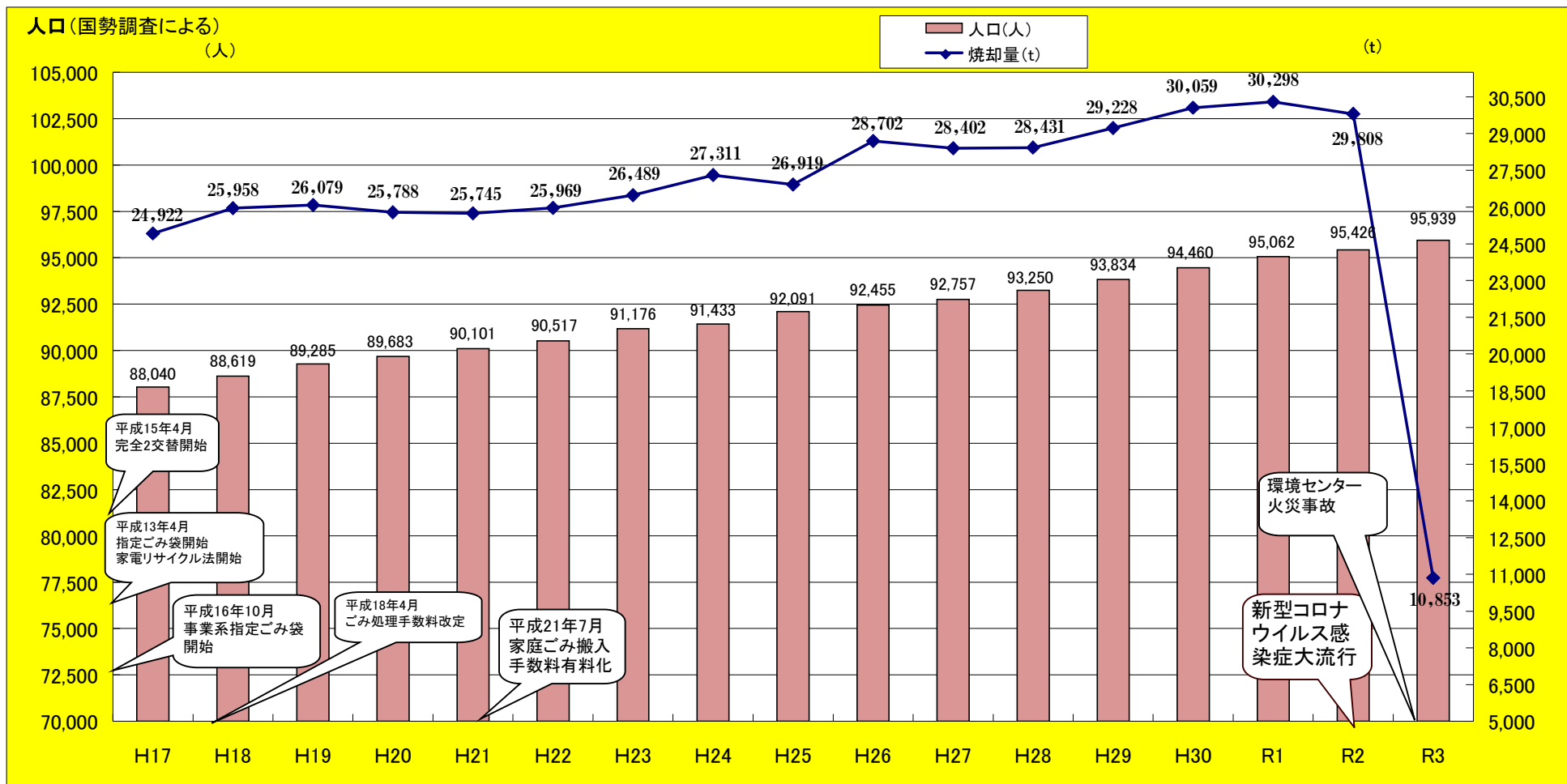
(資料 県央保健所)

長崎県央保健所管内:大村市、諫早市、東彼杵郡(東彼杵町、川棚町、波佐見町)



7 ごみの処理状況

(1) 大村市の人口と可燃ごみ焼却量の変化



年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	人口推移 10月1日現在
人口(人)	88,040	88,619	89,285	89,683	90,101	90,517	91,176	91,433	92,091	92,455	92,757	93,250	93,834	94,460	95,062	95,426	95,939	
焼却量(t)	24,922	25,958	26,079	25,788	25,745	25,969	26,489	27,311	26,919	28,702	28,402	28,431	29,228	30,059	30,298	29,808	10,853	

(2) 環境センターへのごみ搬入量及び処理量

単位:t	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入量(処理量) 総計	29,349	29,994	30,327	31,300	30,941	28,772
対前年比	100.4%	102.2%	101.1%	103.2%	98.9%	93.0%
家庭系ごみ(し尿し渣等含む)	18,941	19,271	19,455	20,041	20,342	19,721
(家庭系)対前年比	98.8%	101.7%	101.0%	103.0%	101.5%	96.9%
事業系ごみ	10,408	10,723	10,872	11,259	10,599	9,051
(事業系)対前年比	103.4%	103.0%	101.4%	103.6%	94.1%	85.4%

大村市の人口(10/1現在:国調)	93,250	93,834	94,460	95,062	95,426	95,939
対前年比	100.5%	100.6%	100.7%	100.6%	100.4%	100.5%

1日1人当たり処理量	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系(1日1人当たり)g/日	563	564	564	578	584	563
全体(1日1人当たり)g/日	876	880	880	902	888	822

可燃物 単位:t	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入量のみ	25,990	26,573	26,767	27,561	26,955	25,131
(し尿し渣等)	2	2	2	2	0	0
可燃物 全体	25,992	26,575	26,769	27,563	26,955	25,131
(可燃物)対前年比	100.9%	102.2%	100.7%	103.0%	97.8%	93.2%

不燃物 単位:t	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不燃物 全体	1,728	1,813	2,034	2,181	2,436	2,116
(不燃物)対前年比	100.6%	104.9%	112.2%	107.2%	111.7%	86.9%

資源物 単位:t	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源物 全体	1,629	1,606	1,524	1,556	1,550	1,525
(資源物)対前年比	92.7%	98.6%	94.9%	102.1%	99.6%	98.4%

市収集量 計(資源・不燃・可燃)	16,904	17,120	17,206	17,556	17,636	17,437
対前年比	97.9%	101.3%	100.5%	102.0%	100.5%	98.9%

最終処分場への搬出量	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
灰 (t/年)	3,037	3,075	3,134	3,287	3,411	463
残渣 (t/年)	420	387	442	429	490	410
埋立 計 (t/年)	3,457	3,462	3,576	3,716	3,901	873
対前年比	105.0%	100.1%	103.3%	103.9%	105.0%	22.4%

中間処理・搬出量	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却量 (t/年)	28,431	29,228	30,059	30,298	29,808	10,853
対前年比	100.1%	102.8%	102.8%	100.8%	98.4%	36.4%

(3) 再生利用量(再資源化量)

(単位:t)

項目/年度		H29	H30	R1	R2	R3
搬出物	直接再資源化量	853	833	850	771	801
	古紙類	419	406	428	466	470
	布類	203	199	181	50	57
	プラスチック製容器包装類	209	209	223	242	268
	生きびん	22	19	17	13	6
	再資源化施設処理量	557	514	499	473	504
	鉄(スチール缶)	30	27	21	21	31
	アルミ缶	32	32	30	23	41
	びん	495	455	448	429	504
	不燃ごみ処理再資源化量※1	577	603	664	791	729
	電池	22	25	23	24	19
	蛍光灯類	7	7	8	7	7
	焼却灰リサイクル(R3年開始)	0	0	0	0	697
	羽毛布団(R2年開始)	0	0	0	1	1
	(小計)	2,016	1,982	2,044	2,067	2,758
集団回収量	古紙類	1,141	1,101	1,010	955	911
	古繊維	119	121	132	182	170
	アルミ缶	74	70	74	68	75
	びん類	23	22	20	11	13
	スチール缶 ペットボトル	168	161	165	164	188
(小計)		1,525	1,475	1,401	1,380	1,357
事業系資源化量※2		2,234	2,431	4,300	3,449	3,418
再生利用量合計※3		5,775	5,888	7,745	6,896	7,533
ごみ排出量※4		33,751	34,231	36,999	35,770	33,547
再生利用率(ごみ全体)※5		17.1%	17.2%	20.9%	19.3%	22.5%

※1 不燃ごみ処理再資源化量:環境センターで不燃物を処理して回収された鉄・アルミなどの再資源化物の量

※2 事業系資源化量:許可業者が回収した生ごみ、古紙類、びん、缶などの再資源化物の量(センター持込以外)

※3 再生利用量:リサイクルされた量。環境センターから搬出された資源物の量と集団回収量と事業系資源化量の合計

※4 ごみ排出量:環境センターへのごみ搬入量、集団回収量、及び事業系資源化量の合計量(し尿残渣等を除く)

※5 再生利用率=再生利用量÷ごみ排出量(百分率比)

8 建築協議及び土地開発協議の受理状況

(1) 建築協議(事業所及び下水道処理区域外での住宅等の排水対策について、必要に応じ指導を行うためのもの。)

※下水道処理区域内においての住宅等の建築等は含まれていない。

①建築協議受理件数

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
受理件数	17	17	23	27	34	32	32	32	35	38
内 新築	15	16	23	27	33	30	30	28	32	37
訳 増築	2	1	0	0	1	2	2	4	3	1

②地区別受理件数

年度 地区	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
大 村	1	1	1	4	1	6	3	4	5	1
西大村	5	1	6	5	7	6	8	7	7	7
三 浦	3	1	3	6	0	3	3	2	2	2
鈴 田	0	5	2	4	3	2	2	1	4	1
萱 瀬	2	0	3	1	5	0	2	1	1	0
竹 松	1	4	0	2	5	4	5	2	13	20
福 重	4	2	7	3	12	8	7	14	3	5
松 原	1	3	1	2	1	3	2	1	0	2
合 計	17	17	23	27	34	32	32	32	35	38

③用途別受理件数

年度 種別	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
住 宅	9	6	13	9	15	15	13	16	15	15
共同住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
併用住宅	0	0	0	1	1	0	0	2	3	0
店 舗	3	5	4	6	6	5	8	5	3	7
車庫・事務所	0	1	4	2	2	3	4	1	3	6
倉 庫	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
工 場	3	1	1	1	3	3	2	2	3	2
農 舎	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
そ の 他	2	4	1	7	7	4	5	5	7	7
合 計	17	17	23	27	34	32	32	32	35	38

(2) 土地開発協議

※都市計画区域内の3,000㎡以上の開発行為は除く。

①土地開発協議の件数

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
受理件数	39	67	70	43	55	60	64	54	57	59
取り下げ	1	0	0	0	1	3	3	2	1	0

②地区別協議件数

年度 地区	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
大 村	14	10	28	11	14	15	16	18	10	17
西大村	13	19	16	12	10	13	17	14	10	10
三 浦	0	2	3	2	1	4	5	0	3	3
鈴 田	3	8	5	4	2	1	1	1	4	0
萱 瀬	2	4	1	1	1	1	0	1	3	3
竹 松	5	12	15	9	18	19	19	14	18	14
福 重	1	8	2	3	8	5	6	6	8	10
松 原	1	4	0	1	1	2	0	0	1	2
合 計	39	67	70	43	55	60	64	54	57	59
面積 (㎡)	475,329	259,131	303,724	113,464	135,115	141,689	140,158	134,511	154,298	124,955

〈参考〉大村市環境保全条例 抜粋

第2章 環 境 保 全

(土地開発)

第6条 大村市内において1,000平方メートル以上の土地開発を行おうとする者(以下「施行者」という。)は、次に掲げる事項についてあらかじめ市長の同意を得なければならない。

- (1) 開発地区内の給水及び排水施設の計画
- (2) 当該開発により予想される公害等の防止計画
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、施行者が、前項の同意を得ず、又は同項各号に規定する事項の内容に適合しない工事を施行させ、又は施行しているときは、適切な指導又は勧告を行うものとする。

(建築物の建築)

第7条 大村市内において工場、事業場等の用に供する建築物(以下「工場等」という。)を建築しようとする建築主及び下水道の処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)外の区域に工場等以外の建築物を建築しようとする建築主は、次に掲げる事項についてあらかじめ市長の同意を得なければならない。

- (1) 建築物から排出する汚水の処理施設及び排水施設の計画
- (2) 建築物の建築により予想される公害等の防止策
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、当該建築主が、前項の同意を得ず、又は同項各号に規定する事項の内容に適合しない建築物を建築させ、又は、建築しているときは、適切な指導又は勧告を行うものとする。

9 環境教育への取組

環境問題は、私たちの日常生活と密接につながっているものであるとの認識を深めることで、環境保全活動に対する意識の向上を図ることを目的としています。

(1) やさしい環境講座(出前講座)

学校、放課後児童クラブ、町内会など複数名の要望があれば、地球温暖化問題やゴミ問題、川や海の水質問題などのテーマ別に担当の職員が出向き、実施しています。講座を通じて個々の家庭で取り組めることなどを考えてもらうため、実施後はアンケート調査も併せて行っています。

また、近年、小学校や市民の間に広がっている「生ごみリサイクル」についても、平成19年度から講座を行っています。

①環境出前講座実績

実施年月	講 座 名	参加者数
令和3年4月24日	グリーンカーテンの作り方教室	23名

②生ごみリサイクル出前講座実績

実施年月	参 加 団 体	参加者数
令和3年6月	大村高校	25名
令和3年6月	放虎原小学校(第1回目)	92名
令和3年7月	放虎原小学校(第2回目)	92名
合 計 (3回)		209名

(2) リバーウォッチング

小学生を対象に、鈴田川、大上戸川、郡川の市内3河川において、河川に住む生物を捕まえ、調査することで、自然環境と私たちの生活が密接につながっていることの理解を深め、河川の水を汚さないために私たちができることを考え、行動に結びつけることを目的としています。

実施年月日	実 施 会 場	参加者数
令和3年8月3日	鈴田川(運動広場付近)	47名
豪雨災害の影響により 改修工事中のため中止	大上戸川(水田橋付近)	-
令和3年8月4日	郡川(榎茶屋河川公園付近)	45名
合 計(2会場)		92名

(3) 大村湾ウォッチング

小学生を対象に、久原1丁目にある寺島公園周辺において、海岸生物の採取や水中カメラを使った海中観察を通じて、大村湾の特徴や現状などの理解を深めることで、継続した水質浄化への取組の必要性を認識してもらうことを目的としています。

実施年月日	実 施 会 場	参加者数
令和3年7月28日	寺島公園付近	55名

(4) マイバッグキャンペーン

市内にある大型店舗にてマイバッグの持参率調査を行っています。(実施時間 16:00～17:00)

店舗名	令和3年10月				令和4年3月			
	来店者 数(人)	持参者 数(人)	未使用者 数(人)	持参率 (%)	来店者 数(人)	持参者 数(人)	未使用者 数(人)	持参率 (%)
エレナ 久原店	175	117	58	66.9	68	47	21	69.1
エレナ 大村中央店	169	131	38	77.5	134	93	41	69.4
エレナ 竹松店	106	80	26	75.5	97	65	32	67.0
まるたか生鮮市場 三城店	107	78	29	72.9	95	69	26	72.6
まるたか生鮮市場富の原店	121	92	29	76.0	68	59	9	86.8
まるたか生鮮市場 池田店	91	68	23	74.7	95	69	26	72.6
マックスバリュ 溝陸店	131	94	37	71.8	104	76	28	73.1
マックスバリュ 大村諏訪店	111	78	33	70.3	137	87	50	63.5
マックスバリュ 空港通り店	114	82	32	71.9	118	85	33	72.0
合 計	1,125	820	305	73.1	916	650	266	71.8

10 地球温暖化対策の取組

県及び全ての市町村は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(略称「温対法」)により、温室効果ガスの多量排出事業者(事業者も含む)としての温室効果ガス量の算定と国への報告とともに、一方で温室効果ガス削減のための「地方公共団体実行計画」を定め、毎年、その全ての事務事業(主として公共施設の運用等)に係る温室効果ガスの総排出量を算定し、施策の実施の状況を公表することとなっています。

本市では、地球温暖化対策のための第5期の実行計画(令和3年度から令和7年度まで)を策定し取組を実施しており、以下に、令和3年度の市の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の実績及びその他の取組状況の概略を報告します。

(1) 市の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の実績(令和3年度)

① 温室効果ガス総排出量の状況(前年度との比較)

単位:t-CO₂(二酸化炭素換算量)

温室効果ガスの種類	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	前年度との 増減	目標 (2025)
二酸化炭素	23,617	18,735	▲ 4,882 (▲ 20.7 %)	25,969
メタン	566	588	22 (3.9 %)	536
一酸化二窒素	1,214	857	▲ 357 (▲ 29.4 %)	1,132
ハイドロフルオロカーボン (※ HFC-134a)	6	6	0 (0.2 %)	11
計	25,403	20,186	▲ 5,217 (▲ 20.5 %)	27,648

※二酸化炭素(CO₂)換算量とは、例えばメタンは温室効果が二酸化炭素の25倍あるので、メタン1t(トン)は二酸化炭素25tとして換算します。また、車のエアコンに利用される代替フロンガスであるハイドロフルオロカーボン(HFC-134A)は、二酸化炭素の1,430倍にもなります。(これらの倍数は「地球温暖化係数」と呼ばれます。)

② 活動項目(分野)毎の温室効果ガス総排出量の状況

単位:t-CO₂(二酸化炭素換算量)

主な活動項目(分野)	算定対象となる ガスの種類	令和2年度	令和3年度	前年度との 増減	令和3年度に 占める割合
電気の使用 (他からの電気の供給)	CO ₂	12,463	13,267	804	66 %
燃料の使用	CO ₂	2,161	2,188	27	11 %
廃棄物の 焼却	プラスチック類	8,993	3,280	▲ 5,713	16 %
	一般廃棄物全体	504	183	▲ 321	1 %
	(以上 小計)	(9,497)	(3,463)	(▲6,034)	(17 %)
下水等の処理	CH ₄ ,N ₂ O	1,053	1,119	66	6 %
自動車の運行	HFC,CH ₄ ,N ₂ O	14	14	0	0 %
その他(牛の放牧等)	(CH ₄ ,N ₂ O等)	215	135	▲ 80	1 %
合 計		25,403	20,186	▲ 5,217	100 %

※割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

※CO₂:二酸化炭素、CH₄:メタン、N₂O:一酸化二窒素、HFC:ハイドロフルオロカーボン
令和3年度は前年度に比べて温室効果ガスの総排出量は約20.5%減少しております。

(2) 市の温室効果ガス削減の取組状況

① 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進及び省エネルギーの推進

本市では、市内各中小学校(21校)や市役所本庁、それ以外にも市民交流プラザ、郡地区コミセン、小学校給食センター、ボートレース場等にも太陽光発電設備の導入を行ってきたところです。

さらに、照明のLED化による省エネルギーの推進も行ってきましたが、市道等においては平成30年度に、道路照明灯は774基設置し、保安灯は1,028基設置しています。

また、上下水道局では、平成28年度から坂口浄水場における小水力発電事業の導入を計画し、平成29年度中に工事完了、平成30年4月から発電(電力供給)を開始しています(最大出力49kw[通常40.0kw]、年間33.3万kwhの発電の計画)。今後とも、公共施設等の建替えや新築時、増改築時等において積極的に再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの推進を行う予定です。

② 省エネルギー対策やグリーン購入の推進、環境に配慮した施設の整備・管理

その他の省エネルギー対策として、電気使用量の削減、都市ガス・ガソリン等の燃料使用量の削減に努めています。また、市の取組として平成15年4月にグリーン購入法に基づく「大村市グリーン購入推進方針」を定め、物品等の購入時にはグリーン購入を推進し、さらに用紙類の使用量削減やリサイクルの推進によるごみ排出量の削減を図っています。

また、建築物の建築及び管理等においては、可能な限り環境配慮に努め、公共施設の整備にあたっては、「長崎県環境配慮型公共工事指針」を参考にするなど、計画段階から検討を行い環境負荷低減のために努めています。

(3) 市民・事業者等に対する温暖化対策の啓発等について

① 地球温暖化防止ポスター・標語コンクール

地球温暖化防止をテーマとしたポスター(小学生対象)、標語(中学生対象)のコンクールを通して、子ども達へ地球温暖化問題を啓発しながら、大村市地球温暖化対策協議会と連携して入賞作品によるカレンダーを作成し、地球温暖化防止活動のPRに役立てています。

【令和3年度 コンクール応募数】

ポスター (小学生)	28 作品	審査員:3名(大村市美術協会ほか)
標 語 (中学生)	495 作品	審査員:3名(大村市文芸協会ほか)

② 大村市ノーマイカー及びエコドライブ

平成25年4月に策定した「大村市ノーマイカーおよびエコドライブ推進運動取組実施要領」に基づき、市内の事業者に対し登録を呼びかけるとともに、国及び県が行うスマートムーブ及びエコドライブ推進運動への参加をお願いしている。

③ アイドリング・ストップ看板の配付

アイドリング・ストップ普及ため、駐車場がある市の各施設、店舗・事業所等に周知用看板を配付し、設置しています。

④ 地球温暖化防止の啓発

省エネ及び二酸化炭素削減に関する横断幕、懸垂幕、のぼり等を設置し、コミュニティセンター等での地球温暖化防止ポスター・標語コンクール作品の展示等を実施しながら温室効果ガス削減の啓発活動を行っています。また、環境省が進める「クールチョイス」（“賢い選択”）運動や、県等が進める「エコライフ」活動等について、市民・事業者への周知・啓発等に努めています。

⑤ 大村市地球温暖化対策地域協議会の開催

大村市内の事業所・団体、長崎県地球温暖化防止活動推進員、関係行政機関等で構成する大村市地球温暖化対策地域協議会を平成 20 年度に設立し、必要に応じて協議会を開催することとしています。

⑥ グリーンカーテンコンテスト

グリーンカーテンを普及させ、より一層の省エネに取り組むことを目的としてコンテストを実施しており、入賞作品によるカレンダーを作成し、地球温暖化防止活動の PR に役立てています。

【令和3年度 コンテスト応募数】

コンテスト応募数	審査員
3作品	大村市地球温暖化対策地域協議会会長ほか

- **参考資料 1**
- **参考資料 2**
- **環境用語解説**

◆航空機騒音について

参考資料 1

1. 大村飛行場の航空機騒音の経年変化

測定地点	評価方法	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富の原小学校	Lden	49.8	47.0	48.6	49.2	47.1	50.9
古賀島住宅(E) (T宅)	Lden	49.7	50.2	50.8	47.6	51.8	51.1
古賀島住宅(A) (N宅)	Lden	64.2	62.5	62.6	63.0	59.7	63.9
古賀島住宅(B) (W宅)	Lden	64.3	63.7	62.8	60.6	58.6	66.2
古賀島住宅(C) (K宅)	Lden	62.6	60.0	60.5	59.5	59.8	58.6
古賀島住宅(D) (I宅)	Lden	67.1	68.0	65.6	65.7	61.7	64.6

※H25から測定期間を1週間から2週間に変更した。

※H25から測定地点「今津住宅」を「古賀島住宅(E)」へ変更した。

※春季、夏季に測定したデータは除く。

※近年の騒音ピーク値及び騒音発生回数の状況

調査地点名	騒音ピーク値 (dB(A):パワー平均値)			騒音発生回数 (1日平均)		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
富の原小学校	69.9	70.2	70.4	65	39	96
古賀島住宅(E)	70.6	71.2	71.6	49	90	73
古賀島住宅(A)	81.1	78.3	80.8	99	85	116
古賀島住宅(B)	82.9	81.1	82.7	60	50	198
古賀島住宅(C)	79.9	80.0	79.3	76	77	65
古賀島住宅(D)	84.5	83.5	83.3	63	46	86

2. 航空機騒音環境基準（ L_{den} ：時間帯補正等価騒音レベル）

～航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告）から抜粋～

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

（注）Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

地域の類型	基準値
Ⅰ	57 デシベル以下
Ⅱ	62 デシベル以下

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- （1）測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- （2）測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- （3）測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- （4）評価は算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

（注） i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86,400 秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

（注） N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- （5）測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

3. 令和3年度 航空機騒音測定詳細

< 大村飛行場（旧長崎空港A滑走路） >

整理 番号	測定地点名	滑走路中心点 からの		測定日	曜日	騒音発生 回数	dB(A) (ピーク値)	Lden	
		方位	距離(km)					(1日間)	(14日間)
A-1	富の原小学校 (測定機器 リオンNA-37)	NE	1.2	R4.1.20	木	110	71.0	51.6	50.9
				R4.1.21	金	88	70.0	48.9	
				R4.1.22	土	3	62.9	37.6	
				R4.1.23	日	3	65.0	30.4	
				R4.1.24	月	139	70.8	53.1	
				R4.1.25	火	147	70.2	52.4	
				R4.1.26	水	172	70.9	54.0	
				R4.1.27	木	145	70.0	52.3	
				R4.1.28	金	166	70.1	52.8	
				R4.1.29	土	9	65.6	43.8	
				R4.1.30	日	0	—	—	
				R4.1.31	月	86	70.0	49.8	
				R4.2.1	火	103	70.9	52.2	
				R4.2.2	水	169	69.9	53.5	
A-2	古賀島住宅(E) (測定機器 リオンNA-37)	ENE	0.44	R4.1.5	水	5	72.1	37.5	51.1
				R4.1.6	木	99	71.5	52.4	
				R4.1.7	金	101	71.8	52.4	
				R4.1.8	土	0	—	—	
				R4.1.9	日	64	70.8	49.3	
				R4.1.10	月	34	70.6	46.7	
				R4.1.11	火	114	72.7	54.5	
				R4.1.12	水	174	71.2	54.5	
				R4.1.13	木	65	73.0	51.7	
				R4.1.14	金	99	71.1	51.8	
				R4.1.15	土	17	69.8	41.6	
				R4.1.16	日	0	—	—	
				R4.1.17	月	137	72.2	54.7	
				R4.1.18	火	111	70.9	52.0	



dB(A)
(ピーク値)

:それぞれの騒音のピーク値(最大値)の1日の
平均値(パワー平均値)

< 大村飛行場（旧長崎空港A滑走路） >

整理 番号	測定地点名	滑走路中心点 からの		測定日	曜日	騒音発生 回数	dB(A) (ピーク値)	Lden	
		方位	距離(km)					(1日間)	(14日間)
A-3	古賀島町住宅(A) (測定機器 リオンNA-37)	NNE	0.18	R4.2.4	金	144	81.8	65.1	63.9
				R4.2.5	土	24	80.6	55.4	
				R4.2.6	日	0	—	—	
				R4.2.7	月	194	80.8	65.9	
				R4.2.8	火	130	80.0	64.2	
				R4.2.9	水	135	80.1	62.6	
				R4.2.10	木	107	81.3	63.7	
				R4.2.11	金	197	79.5	65.0	
				R4.2.12	土	124	79.9	63.3	
				R4.2.13	日	174	80.8	65.2	
				R4.2.14	月	77	80.9	62.9	
				R4.2.15	火	111	82.1	65.4	
				R4.2.16	水	71	82.0	64.9	
				R4.2.17	木	134	80.6	64.5	
A-4	古賀島町住宅(B) (測定機器 リオンNA-37)	SE	0.09	R4.2.19	土	188	83.6	67.3	66.2
				R4.2.20	日	134	85.3	65.6	
				R4.2.21	月	240	81.8	65.8	
				R4.2.22	火	215	83.3	67.1	
				R4.2.23	水	155	82.4	64.6	
				R4.2.24	木	252	81.4	65.7	
				R4.2.25	金	220	82.1	66.4	
				R4.2.26	土	195	82.4	64.4	
				R4.2.27	日	80	81.2	59.6	
				R4.2.28	月	169	81.7	64.3	
				R4.3.1	火	195	83.8	68.5	
				R4.3.2	水	260	83.0	67.6	
				R4.3.3	木	245	83.1	68.1	
				R4.3.4	金	229	81.3	66.1	



dB(A)
(ピーク値)

:それぞれの騒音のピーク値(最大値)の1日の
平均値(パワー平均値)

< 大村飛行場（旧長崎空港A滑走路） >

整理 番号	測定地点名	滑走路中心点 からの		測定日	曜日	騒音発生 回数	dB(A) (ピーク値)	Lden	
		方位	距離(km)					(1日間)	(14日間)
A-5	古賀島町住宅(C) (測定機器 リオンNA-37)	NE	0.16	R3.11.25	木	9	77.0	47.7	58.6
				R3.11.26	金	24	72.4	48.1	
				R3.11.27	土	64	80.0	57.9	
				R3.11.28	日	1	59.1	19.6	
				R3.11.29	月	118	80.6	61.7	
				R3.11.30	火	71	78.8	56.8	
				R3.12.1	水	75	79.4	62.7	
				R3.12.2	木	81	77.5	58.0	
				R3.12.3	金	47	77.7	58.0	
				R3.12.4	土	39	79.5	58.0	
				R3.12.5	日	11	77.6	51.4	
				R3.12.6	月	142	78.2	59.9	
				R3.12.7	火	98	78.9	59.9	
				R3.12.8	水	128	80.8	62.2	
A-6	古賀島町住宅(D) (測定機器 リオンNA-37)	NE	0.09	R3.12.10	金	93	84.2	65.7	64.6
				R3.12.11	土	44	81.0	59.4	
				R3.12.12	日	40	76.8	60.9	
				R3.12.13	月	105	80.8	64.5	
				R3.12.14	火	152	82.8	65.9	
				R3.12.15	水	143	83.2	65.1	
				R3.12.16	木	30	82.9	58.7	
				R3.12.17	金	111	84.9	68.6	
				R3.12.18	土	44	82.5	61.5	
				R3.12.19	日	2	58.9	25.5	
				R3.12.20	月	16	78.8	55.2	
				R3.12.21	火	205	84.9	68.7	
				R3.12.22	水	170	82.8	66.4	
				R3.12.23	木	47	84.0	64.0	



dB(A)
(ピーク値)

:それぞれの騒音のピーク値(最大値)の1日の
平均値(パワー平均値)

< 長崎空港（旧長崎空港B滑走路） >

整理 番号	測定地点名	滑走路中心点 からの		測定日	曜日	騒音発生 回 数	$\overline{\text{dB(A)}}$ (ピーク値)	Lden	
		方位	距離(km)					(1日間)	(7日間)
B-1	大村市役所 (測定機器 リオンNA-37)	ESE	4.5	R3.11.17	水	23	66.3	41.6	41.4
				R3.11.18	木	22	61.6	40.1	
				R3.11.19	金	33	66.7	42.7	
				R3.11.20	土	12	63.7	39.1	
				R3.11.21	日	39	65.1	45.4	
				R3.11.22	月	3	62.8	31.3	
				R3.11.23	火	17	65.6	40.2	
B-2	前舟津公民館 (測定機器 リオンNA-37)	SE	4.7	R4.3.8	火	54	62.2	41.4	45.5
				R4.3.9	水	58	63.7	42.6	
				R4.3.10	木	46	64.4	42.3	
				R4.3.11	金	59	65.3	45.2	
				R4.3.12	土	45	65.8	44.5	
				R4.3.13	日	35	72.3	49.4	
				R4.3.14	月	31	68.5	47.3	
B-3	釜川内 (測定機器 リオンNA-37)	SE	6.3	R3.12.28	火	30	70.5	48.0	44.8
				R3.12.29	水	37	70.1	47.4	
				R3.12.30	木	33	63.1	40.8	
				R3.12.31	金	25	61.2	39.5	
				R4.1.1	土	25	64.8	44.3	
				R4.1.2	日	31	66.1	43.3	
				R4.1.3	月	31	66.9	44.0	
B-4	三浦出張所 (測定機器 リオンNA-37)	SE	9.2	R4.3.16	水	20	63.4	40.4	42.4
				R4.3.17	木	24	63.3	40.9	
				R4.3.18	金	31	64.0	43.0	
				R4.3.19	土	32	64.8	43.6	
				R4.3.20	日	29	62.8	42.1	
				R4.3.21	月	30	63.8	43.2	
				R4.3.22	火	35	63.8	42.9	

※ $\overline{\text{dB(A)}}$ (ピーク値) :それぞれの騒音のピーク値(最大値)の1日の
 平均値(パワー平均値)

◆大気汚染の状況について

(PM2.5及び光化学オキシダントについて)

1. PM2.5について

(1) 微小粒子状物質(PM2.5)とは

○大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子です。

○PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

○粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x)、揮発性有機化合物 (VOC) 等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものとがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

○これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPM と PM2.5 の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。

(2) 環境基準について

○環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として以下のとおり環境基準が定められています。

1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 (平成 21 年 9 月設定)

(3) 「注意喚起」について

○PM2.5 については、1 時間値の環境基準が定めておらず、また、大気汚染防止法に基づく「注意報の発令基準」が定められていないため、各自治体において「注意報」に準じて、濃度が高い場合に「注意喚起」等が出されることになっております。

○長崎県の場合は、環境省の対応に準じて、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合（①午前5時～午前7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、②午前5時～午後0時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合）、午前8時若しくは午後1時までに県民に対し注意喚起を行うことになっております。

なお、上記①②に該当しない場合であっても、日中の濃度上昇によりPM2.5濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を明らかに越えると予想される場合には、関係市町と協議のうえ、注意喚起を行うこととなっております。（午後2時から午後6時の各時間帯で判断）

(4) 微小粒子状物質(PM2.5)の県内状況について

①環境基準達成状況（参考資料「長崎県令和3年度大気環境調査結果」）

微小粒子状物質は、平成21年9月に環境基準が設定され、本県においては平成24年度から測定を開始しており、令和3年度は18測定局で実施しました。

令和3年度の測定結果は、18測定局すべてにおいて環境基準を達成しました。

●注意喚起の発表状況

- ・平成25年3月19日に壱岐地区に県内初の注意喚起を発表した。
- ・平成25年度は11月3日に佐世保・大塔局の午前5時～午前7時の1時間値の平均値が $86.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達したため本土地区に、2月3日に長崎市・稲佐小学校局で午前5時～午前7時の1時間値の平均値が $87 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達したため県央地区に、それぞれ注意喚起を発表した。
- ・平成26年度は3月22日に対馬局、壱岐局、五島局の午前5時～午前7時の1時間値の平均値がそれぞれ $128.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、 $124.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、 $111 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に、松浦志佐局の午前5時～午後0時の1時間値の平均値が $109.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達したため、対馬地区、壱岐地区、五島地区、県北地区に注意喚起を発表した。
- ・平成27年度は1月4日に対馬局で午前5時～午後0時の1時間値の平均値が $88 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達したため、対馬地区に注意喚起を発表した。
- ・平成28年度は、注意喚起を行う状況には至らなかった。
- ・平成29年度は、3月25日に壱岐局で午前5時～午前7時の1時間値の平均値が $86 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達したため、壱岐地区に注意喚起を発表した。
- ・平成30年度は、注意喚起を行う状況には至らなかった。
- ・令和元年度は、注意喚起を行う状況には至らなかった。
- ・令和2年度は、3月29日に対馬局で日中の濃度上昇によりPM2.5濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を明らかに超えると予想されたため、対馬地区に注意喚起を発表した。（日平均値は $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった）
また、3月30日に壱岐測定局で午前5時～午前7時の1時間値の平均値が $91.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達したため、壱岐地区に注意喚起を発表した。
- ・令和3年度は、注意喚起を行う状況には至らなかった。

●令和3年度微小粒子状物質(PM2.5)の測定状況

測 定 局	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値 $35\mu\text{g}$ 超えの日数
諫早局	11.1	0日
島原局	9.0	0日
大村局	8.7	0日
川棚局	8.4	0日
時津小学校局	7.9	0日
雪浦局(西海市)	7.9	0日
松浦志佐局	9.2	0日
対馬局	8.6	1日
壱岐局	10.1	2日
五島局	10.2	1日
小浜局	7.0	0日
小ヶ倉支所局(長崎)	9.6	0日
稲佐小学校局(長崎)	10.0	0日
村松局(長崎)	8.6	0日
東長崎支所局(長崎)	8.7	0日
福石局(佐世保)	10.3	0日
大塔局(佐世保)	9.5	0日
吉井局(佐世保)	8.5	0日

②注意喚起対象区域

- 県央地区(長崎市、西海市(平島、江ノ島を除く)、時津町、長与町、諫早市、大村市、川棚町、波佐見町、東彼杵町)
- 県北地区(佐世保市(宇久町を除く)、松浦市、平戸市、佐々町)
- 県南地区(島原市、雲仙市、南島原市)
- 五島地区(五島市、新上五島町、佐世保市宇久町、西海市(平島、江ノ島)、小値賀町)
- 壱岐地区(壱岐市)
- 対馬地区(対馬市)

(5) 注意喚起の内容

- 暫定指針値：日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性がある。
- 不要不急の外出は控え、屋外での激しい運動はできるだけ減らす。
- マスクをする場合は、サイズを合わせるなど適切に着用する。
- 屋内に粒子を持ち込まないように、屋内の換気は必要最小限にし、洗濯物はできるだけ部屋の中に干すなどの工夫をする。
- 呼吸器系(ぜん息など)や循環器系(心臓病など)の疾患がある人、子供、高齢者には、体調の変化に注意するよう呼びかける。

2. 光化学オキシダントの現況について

(1) 光化学オキシダントとは

工場の煙突から出る煙や、自動車からの排気ガスの中には、窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が含まれ、これらの物質に太陽の「紫外線」が照射されると、オゾンを中心とする酸化力の強い物質が生成される。このように、太陽の光の作用により二次的に生成（光化学反応）した「オゾンを中心とする酸化力の強い物質」を光化学オキシダントと言う。

(2) 大気測定局の設置状況（令和4年3月31日現在）

長崎県設置局	11局	光化学オキシダントは全11局で測定
長崎市設置局	6局	光化学オキシダントは4局で測定
佐世保市設置局	7局	光化学オキシダントは5局で測定
企業設置局	19局	光化学オキシダントは6局で測定
合 計	43局	光化学オキシダントは26局で測定

(3) 測定結果について

- ア 本県においては、光化学オキシダントの濃度が1990年以降上昇傾向にある。
- イ 平成8年度から継続して県内すべての測定局で環境基準を超過。
- ウ 例年3～6月の春期、9～10月の秋期に濃度が高くなる傾向にあり、令和3年度も主に3～6月、9～10月に環境基準を超過。

【本県での高濃度オキシダント発生時の特徴】

- ①人為的な汚染源の少ない離島地域で高濃度オキシダントが発生し、注意報が発令されていること。
- ②光化学反応とは本来関係しないはずの日没後の夜間や早朝の時間帯にも、高濃度の値が観測されていること。
- ③同時期に県内の広い範囲で発生していること。

(4) 環境基準について

○1時間値が0.06ppm以下であること（48.5.8告示）

(5) 光化学オキシダント注意報発令基準

○午前9時から午後6時までの間に光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる場合に、大気汚染防止法第23条第1項の規定に基づき、県より発令される。

○県の「大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」にて、注意報発令の実施方法、解除や方法等について細目が定められている。（なお、1時間値が0.10ppm以上になった場合は、注意報発令の準備を行うことになっている。）

3. 大気汚染物質の測定項目別の月間値(令和3年度)

[1] 二酸化硫黄

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	29	361
測定時間	(時間)	719	743	719	743	743	718	743	719	743	715	667	741	8713
月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(ppm)	0.007	0.009	0.008	0.007	0.011	0.005	0.021	0.020	0.009	0.005	0.017	0.008	0.021
日平均値の最高値	(ppm)	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.006	0.005	0.002	0.003	0.004	0.002	0.006
日平均値の2%除外値(ppm)														0.003
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無(有=×・無=○)														○
環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)														0

環境基準: 1時間値0.1ppm以下かつ1日平均値0.04ppm以下

[2] 浮遊粒子状物質

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	27	28	31	361
測定時間	(時間)	719	743	719	743	743	719	743	719	743	694	670	742	8697
月平均値	mg/m ³	0.021	0.020	0.019	0.020	0.019	0.021	0.020	0.020	0.016	0.016	0.014	0.016	0.019
1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	mg/m ³	0.098	0.079	0.055	0.046	0.053	0.073	0.055	0.047	0.043	0.055	0.077	0.052	0.098
日平均値の最高値	mg/m ³	0.041	0.051	0.038	0.027	0.029	0.030	0.034	0.029	0.029	0.036	0.034	0.035	0.051
日平均値の2%除外値(mg/m ³)														0.035
日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無(有=×・無=○)														○
環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数(日)														0

環境基準: 1時間値0.20mg/m³以下かつ1日平均値0.10mg/m³以下

[3] 二酸化窒素

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	363
測定時間	(時間)	719	742	719	743	743	718	743	719	743	715	668	741	8713
月平均値	(ppm)	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.004
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(ppm)	0.020	0.014	0.012	0.010	0.011	0.010	0.016	0.019	0.023	0.025	0.022	0.027	0.027
日平均値の最高値	(ppm)	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.009	0.012	0.011	0.008	0.011	0.012
日平均値の年間98%値(ppm)														0.009
98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)														0

環境基準: 日平均値が0.04~0.06ppmの範囲内か、それ以下

[4] 光化学オキシダント

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
昼間測定時間	(時間)	447	463	449	464	464	449	462	449	464	446	419	464	5440
昼間の1時間値の月 平均値	(ppm)	0.049	0.048	0.041	0.025	0.023	0.032	0.038	0.037	0.030	0.032	0.038	0.042	0.036
昼間の1時間値が0. 06ppmを超えた日数	(日)	12	14	9	0	0	4	7	6	0	0	2	8	62
昼間の1時間値が0. 0 6ppmを超えた時間数	(時間)	88	114	46	0	0	19	36	21	0	0	4	28	356
昼間の1時間値が0. 12ppm以上の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最 高値	(ppm)	0.087	0.085	0.091	0.060	0.059	0.082	0.085	0.068	0.052	0.054	0.062	0.079	0.091
昼間の日最高1時間 値の月間平均値	(ppm)	0.062	0.059	0.053	0.035	0.034	0.046	0.053	0.050	0.040	0.042	0.047	0.054	0.048
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の時間 数(時間)	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

環境基準: 1時間値が0.06ppm以下

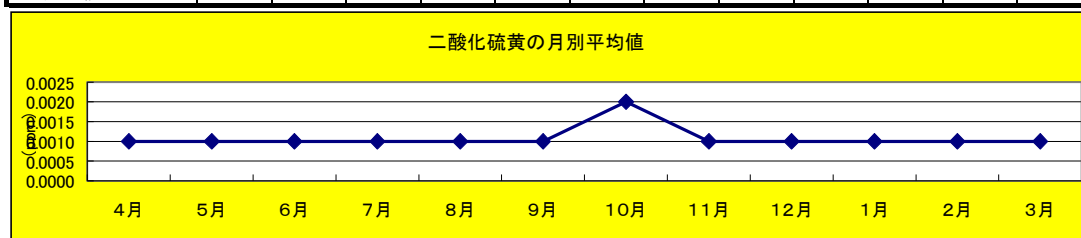
注意報発令基準: 1時間値0.12ppm以上

[5] 微小粒子状物質(PM2.5)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	363
測定時間	(時間)	719	743	719	743	743	719	743	719	743	712	671	742	8716
月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.0	9.8	10.5	5.9	5.5	6.8	9.4	8.9	6.8	9.8	11.0	11.6	8.8
日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	17.5	23.0	25.6	12.8	13.4	15.7	19.5	17.7	16.5	29.0	29.3	28.0	29.3
日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	44	44	40	27	28	57	50	33	30	47	62	38	62
午前5時から午前7時 までの1時間値の平 均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え た日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
午前5時から午後0時 までの1時間値の平 均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え た日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値の年間98%値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)														23.0

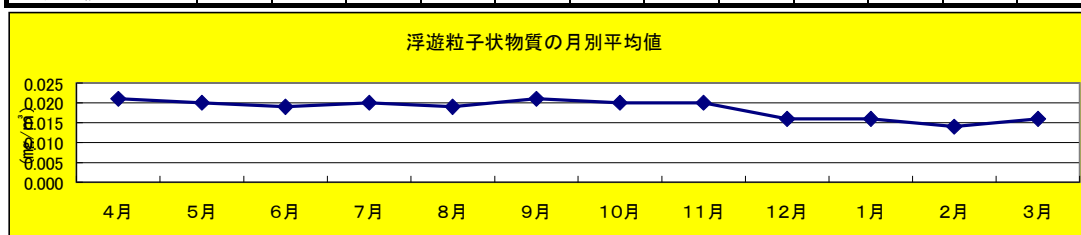
[1] 二酸化硫黄(グラフ)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001



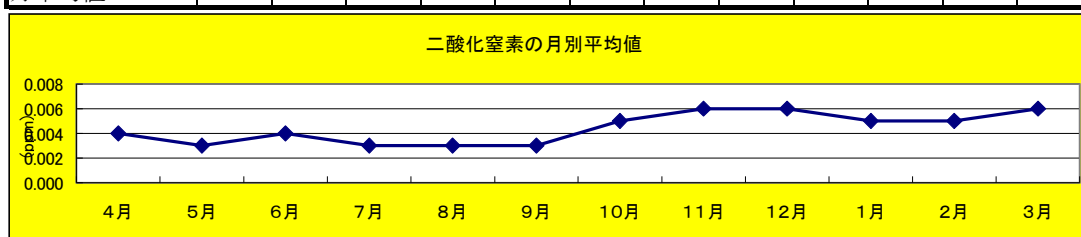
[2] 浮遊粒子状物質(グラフ)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均値	0.021	0.020	0.019	0.020	0.019	0.021	0.020	0.020	0.016	0.016	0.014	0.016



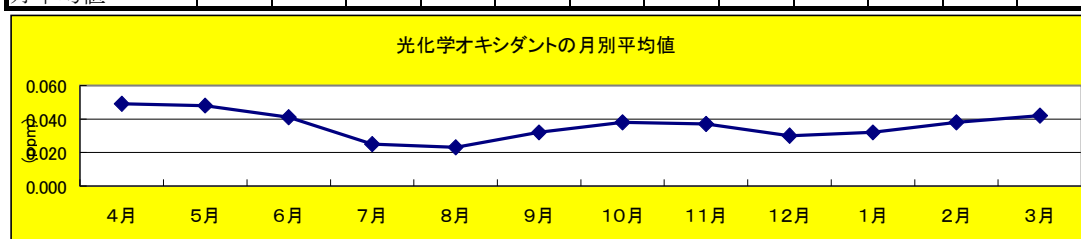
[3] 二酸化窒素(グラフ)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均値	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006

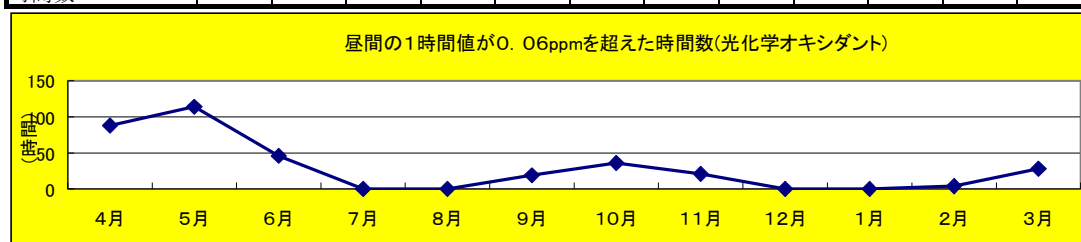


[4] 光化学オキシダント(グラフ)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間の1時間値の月平均値	0.049	0.048	0.041	0.025	0.023	0.032	0.038	0.037	0.030	0.032	0.038	0.042

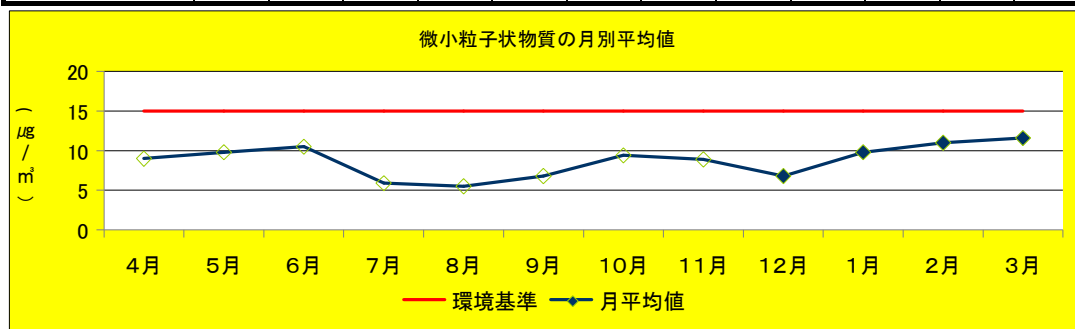


区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.06ppmを超えた時間数	88	114	46	0	0	19	36	21	0	0	4	28



[5]微小粒子状物質(PM2.5) (グラフ)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月 平 均 値	9	9.8	10.5	5.9	5.5	6.8	9.4	8.9	6.8	9.8	11	11.6



【 環境用語解説 】

ISO14001	環境への負荷を低減させることを目的に、組織の事業活動全般を管理・改善していく環境マネジメントシステムの国際規格のことです。
赤潮	プランクトンの異常増殖により海水が着色する現象であり、有害プランクトンや、一時的に酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など漁業被害を伴うこともあります。 赤潮の発生は、閉鎖性水域で起こりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされていますが、底質から海水への溶出及び降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下等の原因も指摘されています。
悪臭物質	悪臭は一般に悪臭を有する多種類の物質により構成されていることが多いですが、悪臭防止法では、通常悪臭の発生源として問題になっているパルプ工場、石油化学工場、魚腸骨処理場等から排出される悪臭の代表的な構成成分であり、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定し、工場・事業場からの排出規制等を行っています。
EM菌	Effective Micro organisms:有用微生物群の略 乳酸菌群、酵母群、光合成細菌群、発酵系の糸状菌群、グラム陽性の放線菌群などから構成され、約 80 種類の有用微生物が含まれています。これらは有機物を発酵させ、役に立つ物質を生成し、またその環境を浄化する働きがあります。
EMぼかし	生ゴミを堆肥化させるための発酵促進剤で、米ぬか・もみ殻にEM資材(微生物群)・糖蜜・水等を混ぜ、EM菌を大量に増やしたものです。
一酸化炭素(CO)	無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、有機物の不完全燃焼により発生します。 大気汚染として問題となる部分は、自動車の排出ガスによるものです。 このガスを体内に吸入すると、血液(赤血球)中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ中枢神経をマヒさせ、貧血症をおこすことがあります。
一酸化窒素(NO)	無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気または酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素(NO₂)に変わります。 一酸化窒素は、血液中のヘモグロビンと結合し中枢神経系の症状が現れます。
一般廃棄物	日常生活に伴って家庭から排出されるごみやし尿が代表的なものです。商店などの事業所から排出される紙くずなど産業廃棄物に該当しないものも含まれます。
上乘せ排水規制	ばい煙または排出水の規制に関して、総理府令で定める全国一律の排出基準または排出基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準または排水基準です。
エコショップ	簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、飲料用パックやトレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売や事業所での利用促進、業務上発生する廃棄物の資源化など環境に配慮した事業活動を実施している小売店舗をエコショップとして認定しています。
SS(浮遊物質量)	水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値(mg/l)が大きい程、水質汚濁の著しいことを示します。
L10	全測定値を小さい値から並べ、数値の低いほうから数えて全体の 90%目に相当する値のこと。振動規制ではこの値を用います。

オゾン	オゾンは、空気中での放電などにより発生します。酸化性の強い臭気のある気体で、強い殺菌力があります。 また、地表から 20～40km の上空に、オゾンが高濃度に存在する層があります。これをオゾン層といいます。 太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長(UVB)を吸収しています。近年、オゾン層がフロンガスによって破壊され、オゾンホールが発生しています。
汚濁負荷量	排出される汚濁物質(量)をいい、主として BOD、COD などの 1 日当たりの重さ(トンや kg)で表されます。これは、家庭や工場などの汚濁源から排出される水量と汚濁物質の濃度の積によって計算されます。 海域などの水域の状況などによっては濃度規制だけで不十分で、いかに汚濁負荷量を削減するかが重要となります。
温室効果ガス	地球の温度は、太陽から注がれる日射エネルギーと地球が宇宙に向けて放出する熱放射エネルギーとのつりあいによって保たれています。大気中には、熱放射エネルギー(赤外線)を吸収する「温室効果ガス」と呼ばれる気体があります。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがあります。
化学的酸素要求量(COD)	Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略称であり、海水や湖沼の有機汚濁物質などによる汚れの度合いを示す指標です。水中の有機物等汚染源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/lで表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて、微生物の作用等による腐敗又は、酸化分解などの方法によって処理します。
環境家計簿	家庭における電気やガスなどの使用量を毎月記帳し、使用量の削減に取り組めます。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。 環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものです。
環境保全協定(公害防止協定)	地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、環境保全(公害防止)のために必要な措置を取り決める協定のことをいいます。公害に関する各種の規制法を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施することができるため、法律や条令の規制と並ぶ有力な環境保全(公害防止)上の手段として広く利用されています。
環境ホルモン(外因性内分泌かく乱化学物質)	本来、ホルモンは私たちの身体の中で男女の違いを形成したり、健康を維持していく上で大切な働きをしています。「環境ホルモン」とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」であるとされており、化学的には「外因性内分泌かく乱化学物質」といいます。 現在、環境ホルモンとして疑われている化学物質は、67 物質群ありますが、これらの物質の環境中での存在状況や生体に与える影響について調査研究が進められています。

京都議定書	地球温暖化対策に関する国際会議である「地球温暖化防止京都会議」において温室効果ガス削減目標や国際的な仕組みなど、合意したことが「京都議定書」としてまとめられました。
グリーン購入	再生製品や廃棄したときのリサイクルのしやすさ、省エネルギー製品など環境への影響ができるだけ少ない製品や資材を購入することです。
K値規制	大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制の方法。 これは、大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、それぞれの係数(K値)を決め、計算式により求められた許容量をこえる硫黄酸化物の排出を制限するものです。施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さくなっています。
公害	「環境基本法」によると、公害とは「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、①大気の汚染、②水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。
光化学オキシダント(Ox)	大気中の窒素酸化物と炭化水素が強い紫外線によって光化学反応をおこして生成されるオゾン(O ₃)、アルデヒド(RCHO)、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化力の強い物質の総称です。 主成分はオゾンで全体の70～80%を占めているといわれています。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがあります。
光化学スモッグ	自動車や工場等から排出される窒素酸化物やガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のエネルギーによる光化学反応で生成するオキシダントは、オゾンなどの酸化性物質を主体としてスモッグ(煙霧)となって目を刺激し、くしゃみや涙を誘発するほか植物の葉を白く枯らしたりします。この現象は日差しの強い夏に多く発生するといわれています。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びにこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を有しているものを除く。)等の総称です。
こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生までの子どもが地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。市町村を通じた登録制度になっています。
コンポスト	畑や庭など土に少し埋め込むようにして設置使用する生ゴミ堆肥化の専用容器のことです。容器に生ゴミを入れ、その上から土をかけるもので、土の中の微生物によって分解(発酵)させます。 多量の生ゴミを処理できますが、堆肥化するのに3～6ヶ月かかります。
最終処分場	廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいいます。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分されます。
産業廃棄物	廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類のものをいいます。 産業廃棄物は事業所が自らの責任で適正に処理する義務があります。
酸性雨	酸性度の強い雨のことです。化石燃料等の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸などに変化し、これらが取り込まれて酸性雨となります。生態系の破壊や建造物の腐食などの被害を及ぼします。

自動車排出ガス	自動車排出ガスとは、自動車の運行に伴い発生する人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び鉛化合物の5物質が定められています。
臭気指数	臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度を示す指標で、気体の臭気指数は「三点比較式臭袋法」という方法により、人の嗅覚を用いて算出します。 具体的には、無臭空気を満たした3個1組の袋のうち1個に試料臭気を注入し、他の2個の袋と臭いの区別ができなくなるまで希釈した倍数を求め、この希釈倍数を基礎として臭気指数を求めます。
硝酸性窒素 ($\text{NO}_3\text{-N}$)及び 亜硝酸性窒素 ($\text{NO}_2\text{-N}$)	硝酸塩及び亜硝酸塩のことです。硝酸塩は、自然界の多くの食物、特に野菜中に存在しており、これらを含む食品や水を人が摂取してもほとんど影響はありませんが、胃酸の分泌が充分でない乳児では、胃の中の酸性度が弱いため、腸内細菌によって硝酸塩が亜硝酸塩に還元されます。 体内に吸収された亜硝酸塩が血液中のヘモグロビンと強く結合し酸素の運搬を阻害するため、酸欠状態を引き起こすことがあります。(メトヘモグロビン血症によるチアノーゼ状態) 地下水中にこれらが含まれる原因として、一般的に窒素肥料、畜舎排水、生活排水等の人為的な原因が考えられます。
振動レベル	振動レベルとは、振動の加速度をdBで表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはデシベル(dB)が用いられます。 通常、振動感覚補正回路をもつ振動計により測定した値が示されています。
水素イオン濃度 (pH)	溶液中の水素イオンの濃度をpHという記号で表します。pH7.0を中性とし、それ以上をアルカリ性、それ以下を酸性といいます。
生活排水	台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水といいます。生活雑排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿とともに処理をされますが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川などの公共用水域の大きな汚濁原因になっています。
生物化学的酸素 要求量(BOD)	BioChemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略称で、河川の水の中や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことで、単位は一般的にmg/lで表します。 この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。
ゼロエミッション (Zero Emission)	循環再利用を徹底し、廃棄物ゼロ社会を構築しようとする考え方で、国連大学が提唱したものです。
騒音レベル	騒音計の周波数補正回路をA特性(人間の耳の感覚に近い周波数補正を行ったもの)として測定したときの指示値で、A特性音圧レベルともいいます。 なお、騒音レベルはデシベル(dB)で表します。 [日常生活における騒音レベルの例] 120dB 飛行機のジェットエンジンの近く 110dB 自動車の警笛(前方2m、リベット打ち作業音) 100dB 電車が通るときのガード下
ダイオキシン類	平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナー塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類と定義されています。 塩素がついている数や位置でPCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは12種類の仲間がありますが、これらのうち毒性があるとみなされるのは29種です。

堆肥	家畜ふん、わら、落ち葉などを積み重ね、微生物によって発酵・分解させた肥料(つみごえ)です。
WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)	Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略で、航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。 航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯を考慮し求められます。
炭化水素(HC)	炭素と水素だけからなる有機化合物の総評です。石油、石油ガスの主成分であり、溶剤、塗料、医薬品及びプラスチック製品などの原料として使用され、さらに自動車排出ガスにも含まれています。 環境大気中のメタンを除いた炭化水素(非メタン炭化水素)は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの主原因物質のため、光化学オキシダント生成の防止のための濃度指針が定められています。
窒素酸化物(NO _x)	窒素と酸素の反応によって生成する窒素酸化物は、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO ₂)などが知られています。これらは大気汚染の原因となり、二酸化窒素は刺激性のガスで、その毒性はかなり強く、これを吸入すると肺の奥及び肺毛細管まで侵入し、肺水腫を起こして死亡することがあります。
注意報発令	大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合として、大気汚染防止法施行令第11条の濃度になった場合、知事は広く一般的に周知するとともに、ばい煙を排出する者や自動車の使用者、運転者などにばい煙の排出量の減少又は、排出量の減少又は、自動車の運行の自主的制限について協力を求めることです。
低公害車	走行時の排出ガスによる環境負荷が小さく、環境の改善を図ることができる自動車をいいます。 現在、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、及び燃料電池自動車の5種類がこれにあたります。
テトラクロロエチレン	無色透明のエーテルのような芳香のある重い液体で水に不溶、不燃性です。 ドライクリーニング用洗浄剤、金属の脱脂・洗浄剤、セルロールエステル及びエーテルの混合物溶剤、フロンガス、ふっ素樹脂の原料として使用されます。
デシベル	音響工学、振動規制等で用いられる単位で、ある一定値を基準にしたレベル量です。すなわち一定値をAO、測定値をAとしたとき次の式で示されます。 $dB = 10 \log (A/AO)$
透明度	水の透明さを表します。通常、透明度板(白色で直径 30cm)を船上などから船の下に下ろし透明度板に記したマークが見えなくなるまでの水深です。
特定施設	騒音規制法及び振動規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設”を、水質汚濁防止法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を、さらに、ダイオキシン類対策特別措置法では“工場又は、事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、これを大気中に排出したり、これを含む汚水や廃液を排出する施設”を特定施設と定め、各法で規制対象施設としています。
特定フロン	1985年3月オゾン層の保護に関するウィーン条約が採択され、同条約に関する「モントリオール議定書」が1987年9月に採択され、1989年1月に発効しました。 この議定書では、CFC-11、CFC-12、CFC-113、CFC-14、CFC-115の5種類を特定フロンと定義しており、特定フロンについては1995年(平成7年)末で生産が全廃になっています。

土壌汚染	土壌が、重金属・酸性降下物、肥料、除草剤などの農薬、ごみの不衛生処分などによって汚染されることをいいます。 なお、「農地用の土壌の汚染防止法等に関する法律」では、特定有害物質としてカドミウム、銅、ひ素及びその化合物が指定されています。
二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄を含む燃料(石油、石炭等)の燃焼時に硫黄が酸化されて二酸化硫黄(SO₂)と三酸化硫黄(SO₃)が発生しますが、大部分は SO₂です。二酸化硫黄や三酸化硫黄等を総称して硫黄酸化物といい、大気汚染の原因となります。 無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。
2%除外値	全測定値を小さい値から並べ、数値の高いほうから数えて全体の 2%の範囲内にある測定値を除いたあとの測定値の集団における最高値のことです。 数値の低いほうから数えて全体の 98%目に相当する値のことを 98%値といいます。
ハイブリッド車	低公害車的一种で、低速では電気を使い、高速ではガソリンを使って走る自動車、または、エンジンを使って発電し、その電力でモーターを回して走る自動車のことです。
ばい煙	硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんは、燃料、その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用等から発生するすすや固体粒子をいいます。 有害物質は、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物などの人の健康又は生活環境に有害な物質をいいます。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径が 2.5 μm(マイクロメートル)以下の粒子のことです。 自動車の排気ガスや空気中のガスの化学反応に由来する粒子であると推測されています。肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎など呼吸疾患や循環器系へ影響を与えと考えられています。 なお、μm(マイクロメートル)という単位は、mm(ミリメートル)の 1,000 分の1であり、PM_{2.5} の粒径は、髪の毛の直径 70 μm の約 30 分の 1 となるため、人の目には見えません。
BOD 及び COD の 75%値	BOD、CODなどの生活環境保全に関する環境基準は、河川や海域等が通常の状態(河川では低水量以上の流量)のときに測定することとなっており、測定データがすべて環境基準値を満たしていれば環境基準は達成されているとされます。 しかし、低水量等の把握は困難なため、運用上、測定されたデータのうち 75%以上のデータが基準値を満たしていれば環境基準に適合しているとみなしています。 そのため、年間データの値の小さいものから順に並べ、(0.75×n)番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値をもって 75%値とし、環境基準と比較しています。例えば、年間 12 回の測定を行った場合、12 回×0.75=9 回になるので、75%値は小さい値から数えて 9 番目のものになります。
PRTR(環境汚染物質排出移動登録)	Pollutant Release and Transfer Register の略称で、大気、河川、湖沼など環境中に大量に排出する事業者に対し、削減努力を促すとともに、管理、情報公開を求める化学物質管理の新しいシステムで、欧米で導入が進んでおり、日本では平成11年7月に法制化されました。
ppm	Parts per million の略で、100 万分の 1 を 1ppmといい、濃度を表す単位として使用します。水の場合は、1 kg中の mg 数を表し、大気の場合は 1 m³中 1cm³のガス容量を表します。

富栄養化	水域での生物の繁殖が活発になる現象を一般に富栄養化といい、この現象は淡水、海水を問わず水中の栄養塩類（窒素、リン等）の増加により起こるとされています。 富栄養化自体は、水産業等にとって生産力が増加するなど好影響を与える面もありますが、実際には水質が不安定となり海域での赤潮、湖沼でのアオコの発生や水道の臭いの水の原因となることもあり、環境に悪影響を及ぼすことが多くなっています。
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんのうちで、粒子径が 10 以下のものをいいます。粒子が小さいので人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器に影響を及ぼします。
フロン	「フロン」は日本で使われている呼称で、正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称です。 このうち、クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハロン、四塩化炭素、111-トリクロロエタン、臭化メチル及びハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) の 7 物質がオゾン層を破壊する物質として、「モントリオール議定書」で生産量及び消費量の削減が義務づけられています。
閉鎖性水域 ぼかし	地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域のことです。 有機肥料を微生物によって発酵させ、原形からぼかすところからボカシ肥料と呼ばれています。農業用語では作物などに生の有機肥料を与えると肥料やけをおこし、根が枯れてしまうため、微生物を含んだ土の稲わらをかけて生の有機肥料の成分をやわらげることをいいます。
マジックボックス	生ゴミと EM ぼかし（発酵資材）を混ぜて密閉貯蔵するタイプの生ゴミ堆肥化専用容器のひとつです。
マニフェスト	産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理を防ぐため、産業廃棄物の運搬や処理を処理業者に委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を使用しなければなりません。この管理票を、マニフェストといいます。
藻場	海の中で海藻が多くある場所、陸上の森にたとえられます。
流域下水道	2 つ以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠からなります。事業主体は原則として都道府県です。

◎ごみを減らす 3R 運動◎

①リデュース (廃棄物の発生抑制)	ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれます。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことをいいます。
②リユース (再利用)	ビールびんなどのように、一つの製品をできる限り長く繰り返して使用することをいいます。
③リサイクル (再生利用)	使用済みの製品、材料などを原材料として形を変えて再生し、新しい製品、材料として使用することをいいます。
1 時間値	都道府県及び大気汚染防止法上の政令市では、大気の汚染状況を常時監視しています。この監視結果の 1 時間ごとの値のことを、1 時間値といいます。

[illegible]

「令和3年度 大村市環境の概況」についてご不明な点がございましたら、
下記へお問い合わせください。

大村市 市民環境部 環境保全課
☎0957 - 53 - 4111（内線 142～144、149）

